

令和7年度

(第1回)

## 鹿屋市男女共同参画審議会資料

日 時：令和7年10月23日（木）13時30分～

場 所：鹿屋市役所 602会議室

鹿屋市 市民生活部 市民課  
(人権・男女共同参画推進係)

## 資料一覧（目次）

ページ

### 資料 1

I 男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法より）	・・・・ 1
II 男女共同参画が求められる背景（要因）	・・・・ 2

### 資料 2

I 本市の現状について	・・・・ 5
-------------	--------

### 資料 3

I 本市の主な取組について	・・・・ 8
---------------	--------

### 資料 4

第2次鹿屋市男女共同参画実施計画令和6年度実績報告	・・・・ 12
---------------------------	---------

具体的の施策評価	・・・・ 19
----------	---------

## I 男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法より）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

### 男女共同参画社会イメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気	家庭生活の充実	地域力の向上
<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍            → 経済活動の創造性が増し、生産性が向上</li> <li>○働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保            → 個人が能力を最大限發揮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族を構成する個人がお互いに尊重し合い、協力し合う            → 家族のパートナーシップの強化</li> <li>○仕事と家庭の両立支援環境が整う            → 男性の家庭への参画も進み、男女がともに子育てや教育に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画            → 地域コミュニティの強化</li> <li>○これら全体の取組により            → 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現</li> </ul>



### ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

### 男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）

男女の権利の尊重

社会における制度又は慣習についての配慮

政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と他の活動の両立

国際的協調

### 国・地方公共団体・国民の責務

**国** … 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。男女共同参画社会づくりのための施策（積極的改善措置含む。）を総合的に策定し、実施

**地方公共団体** … 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのために、国の施策に準じた施策及び地域特性に応じた施策を策定し、実施

**国民** … 職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに協力

※男女共同参画社会基本法第3条～10条

## II 男女共同参画が求められる背景(要因)

### 1 社会情勢の変化

#### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

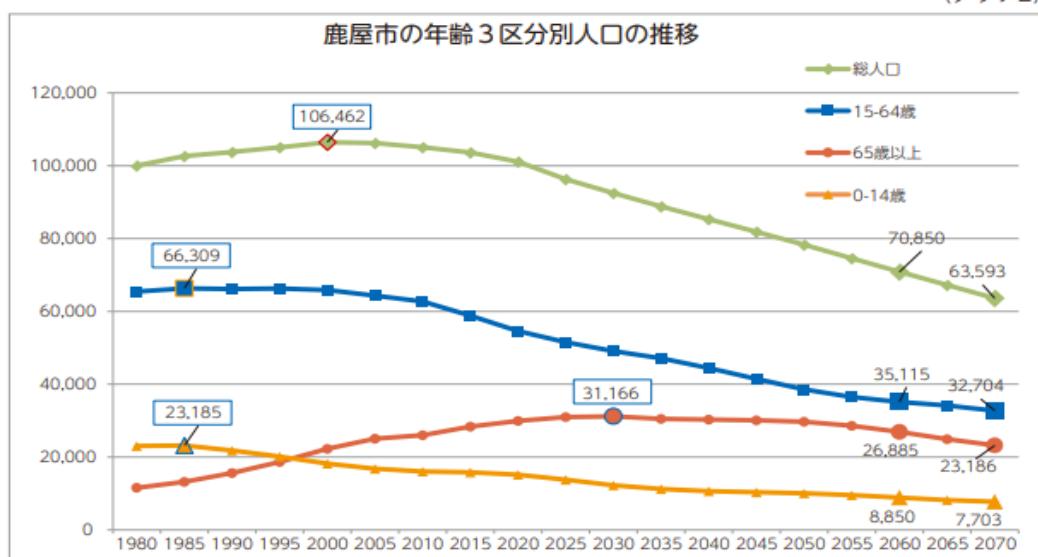
##### ①本市の年齢3区分人口の推移について

・2000年(平成12年)に106,462人 → 2070年には約64,000人(予想)

・2000年から2025年にかけて、人口の減少が加速

生産年齢人口 約66,000人 → 約53,400人(約12,600人減)

年少人口 約18,000人 → 約13,800人(約4,200人減)



資料: 総務省「国勢調査」、内閣府地方創生推進室提供(社人研推計準拠)

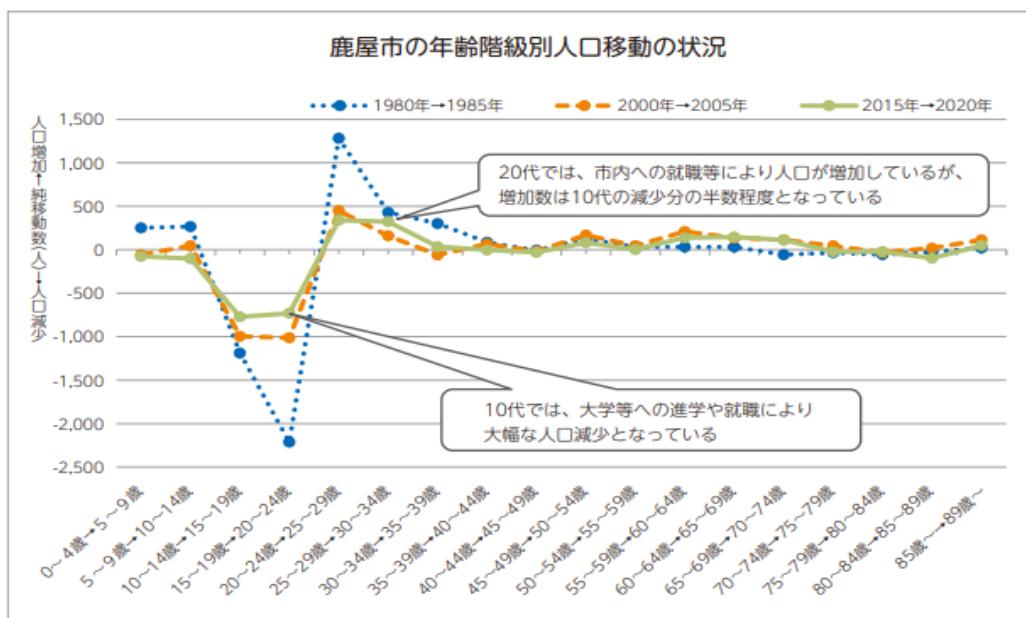
※国勢調査の総人口には年齢不詳が含まれるため、年代別人口の合計と総人口は一致しない

※□は、グラフ内においてピークとなっている数値

##### ②本市の年齢階級別人口移動の状況について

・10代で進学や就職に伴う大幅な転出超過となっている。

・20代では、就職等による転入超過が見られるが、10代の転出超過の半数程度に留まっている。



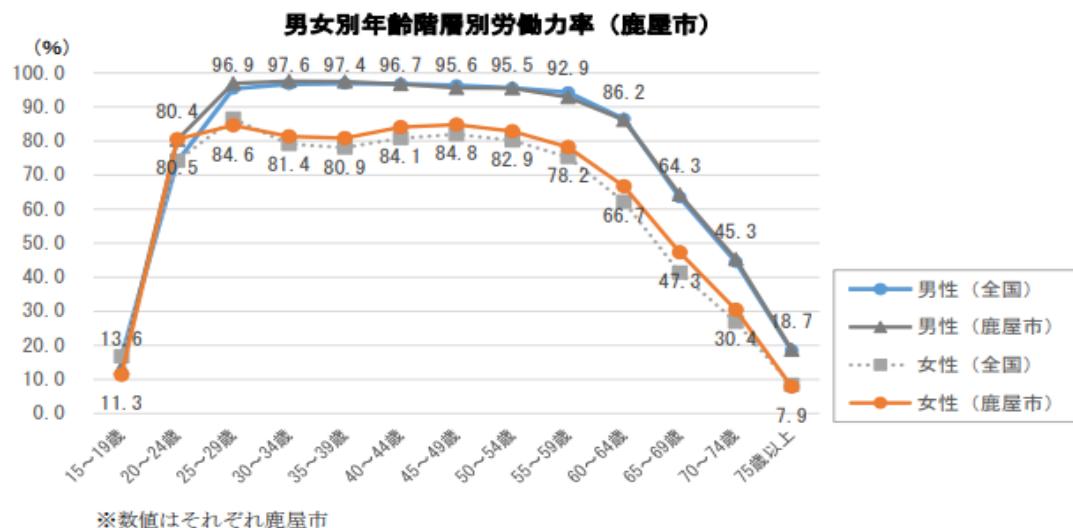
資料: 内閣府地方創生推進室

## (2) 就業を取り巻く環境

本市の労働力率（就業者数と完全失業者数を併せた労働力人口が15才以上の人口に占める割合）の状況を年齢階級別にみると、

男性 25歳から59歳まで大きな変化はない

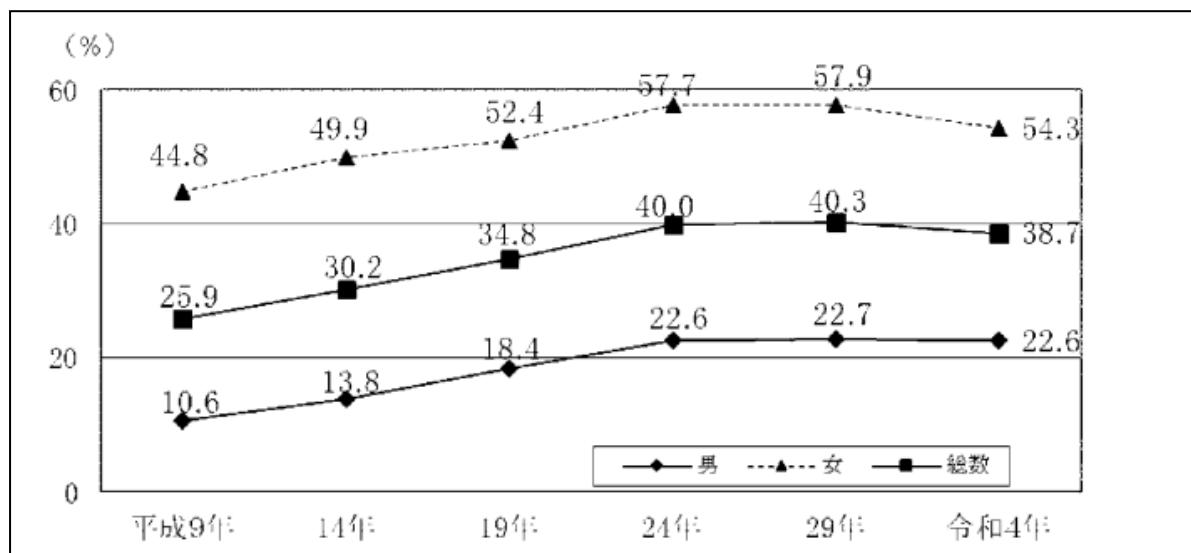
女性 出産、育児期に就業を中断することから、35歳から39歳を底とする「M字カーブ」を描いているものの、カーブは浅くなっている、就業を継続している人が増加している傾向にある。



## (3) 非正規雇用者の割合(鹿児島県)

「雇用者（役員を除く）」に占める「非正規の職員・従業員」の割合は38.7%で、男性は5年前と比べて0.1ポイント減少している。また、女性も5年前と比べて3.6ポイント減少しているが、5割以上が「非正規の職員・従業員」となっている。

男女別雇用者（役員を除く）に占める非正規の職員・従業員の割合の推移（鹿児島県）



## 2 国や県の主な動き

### (1) 国の動き

- |              |   |
|--------------|---|
| ・平成 11 年 6 月 | … 男女共同参画社会基本法制定   |
| ・平成 13 年 4 月 | … 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定   |
| ・平成 27 年 9 月 | … 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定  |
| ・平成 30 年 5 月 | … 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律制定   |
| ・基本計画策定      | … 第 1 次～第 5 次男女共同参画基本計画を策定し（第 1 次：H12. 12 ～第 5 次：R2. 12）、これらに基づく取組を推進 |
| ・令和 4 年 5 月  | … 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律制定   |
| ・令和 5 年 5 月  | … 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年改正法）制定                   |
| ・令和 5 年 6 月  | … 性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律制定                        |

### (2) 県の動き

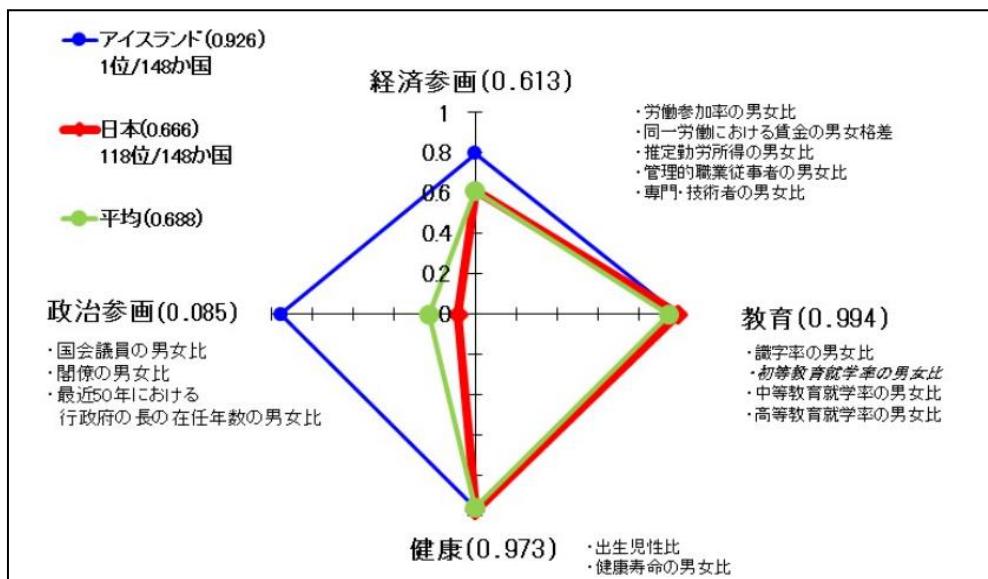
- |               |   |
|---------------|---|
| ・平成 13 年 12 月 | … 鹿児島県男女共同参画推進条例制定  |
| ・平成 18 年 3 月  | … 鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画策定   |
| ・平成 29 年 3 月  | … 鹿児島県女性活躍推進計画を策定   |
| ・基本計画策定       | … 「かごしまハーモニープラン」（H11. 03）、第 1 次～第 3 次鹿児島県男女共同参画基本計画を策定し（第 1 次：H20. 3、第 2 次：H25. 3、第 3 次：H30. 3、第 4 次：R5. 3）、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進。 |

## 3 男女共同参画社会の現状と課題

少子高齢化による人口減少社会の到来、就業を取り巻く環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化など社会を取り巻く環境が変化する中で、これらの変化に対応し、社会の活力を維持していくためには、男女共同参画社会の実現は重要な課題となっている。

### 【日本のジェンダーギャップ指数（2025）版】

各国の男女格差の大きさを世界経済フォーラムが国別にランク付けした「ジェンダーギャップ指数」（2025 版）において、日本は 148 カ国中 118 位（前年も 118 位）、政治参画 125 位、経済 112 位、教育 60 位、健康 50 位）でした。



## I 本市の現状について

### 1 本市の状況

#### (1) 男女の地位の平等感（令和4年市民意識調査結果より）

##### ◎「男性の方が優遇されている」と感じている割合が増加

分野別 家庭 37.5% (H29調査 33.8%)、職場 39.1% (H29調査 32.7%)、  
学校 9.0% (H29調査 8.3%)、地域社会 45.2% (H29調査 36.9%)、  
法律や制度上 35.2% (H29調査 25.8%)、  
社会通念やしきたり 65.5% (H29調査 55.9%)  
社会全体 75.1% (H29調査 66.4%)

##### ◎「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、 『反対』の割合が増加 56.5% (H29調査 47.2%)

#### (2) あらゆる場における男女の参画促進（令和4年市民意識調査結果より）

##### ◎家庭における役割分担

- ・「家事」「育児」「家族の介護」「学校行事やPTAへの参加」は妻が担っている割合が高い。
- ・「世帯の収入を得る」「高額商品や不動産購入等を決める」は夫が担っている、又は夫婦で分担している傾向にある。

##### ◎女性が育児や介護などで離職することなく、仕事を続けていくために必要なこと

- ① 「保育施設など子供を預けられる環境の整備や育児支援サービスの充実」  
… 65.3% (H29調査 66.4%)
- ② 「男女双方が育児・介護休業制度などを利用しやすい職場環境づくり」  
… 43.6% (H29調査 44.4%)
- ③ 「女性が働き続けることに対する家族や周囲の理解・協力」  
… 42.5% (H29調査 45.1%)

#### (3) 政策等決定過程への女性の参画状況（令和4年市民意識調査結果より）

##### ◎方針・施策を決める際の女性の意見

- ・『反映されている』（「十分に反映されている」と「ある程度反映されている」の合計）  
割合が最も高いのは「職場」、次いで「地域社会」
- ・『反映されていない』（「あまり反映されていない」と「全く反映されていない」の合計）  
割合が最も高いのは「国政の場」、次いで「市政・県政の場」

##### ◎政策・方針決定の場に女性が少ない理由

- ① 「組織運営が男性優位のため」 … 54.7% (H29調査 47.7%)
- ② 「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ないため」  
… 35.1% (H29調査 32.8%)
- ③ 「家庭・地域・職場における性別による固定的役割分担意識等」  
… 33.7% (H29調査 28.8%)

① 政策・方針決定過程への女性の参画状況(全国の状況等)

役職区分	女性の参画状況		
	全国平均	県内平均	鹿屋市
市区議会議員	20.3%	16.2%	15.4%
地方公務員（市区町村）管理職に占める女性の割合	18.4%	14.1%	5.8%
市区町村 審議会委員	29.0%	27.9%	31.8%
自治会長	7.3%	7.1%	1.4%

※地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況R6(内閣府)

② 市の審議会等への女性委員登用状況

年 度	調査月日	会議数	委員数	うち女性	割 合
平成21年度	H22. 3. 31	52	839人	171人	20.4%
令和元年度	R2. 3. 31	49	714人	195人	27.3%
令和2年度	R3. 3. 31	52	749人	219人	29.2%
令和3年度	R4. 3. 31	48	629人	184人	29.3%
令和4年度	R5. 3. 31	45	597人	182人	30.5%
令和5年度	R6. 3. 31	44	578人	178人	30.8%
令和6年度	R7. 3. 31	46	592人	188人	31.8%

〔目標〕 審議会等への女性委員の登用率をR10年度までに35%へ

③ 市職員における役職(係長職以上)への女性登用状況 (各年4月1日現在)

年度	係長職以上				(参考) 全職員の男女比率	
	全体	うち女性	比率	うち課長級以上の女性	男性	女性
令和3年度	117人	13人	11.1%	1人	69.9%	30.1%
令和4年度	173人	19人	10.9%	1人	69.7%	30.3%
令和5年度	168人	18人	10.7%	2人	69.5%	30.5%
令和6年度	161人	15人	9.3%	3人	69.3%	30.7%
令和7年度	161人	15人	9.3%	3人	69.6%	30.4%

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (令和4年市民意識調査結果より)

- ・「配偶者から暴力や嫌がらせを受けた経験がある女性」の割合…25.8%
- ・「(10歳代、20歳代に) 交際相手から暴力や嫌がらせを受けた経験があった女性」の割合  
…15.5%
- ・「暴力や嫌がらせに関する相談をどこにも誰にも相談しなかった」人の割合  
…43.0% (H29調査 48.4%)
- ・「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」を知っている（聞いたことがある）人の割合  
…26.4% (H29調査 34.4%)

(5)「ワーク・ライフ・バランス」の実現度（令和4年市民意識調査結果より）

- ・「実現できている」と「どちらかといえば実現できている」

…全体 47.4% (H29 調査 41.8%)

男性 47.1% (H29 調査 39.8%)

女性 47.8% (H29 調査 43.7%)

- ・「実現できていない」と「どちらかといえば実現できていない」

…全体 32.7% (H29 調査 38.9%)

男性 32.1% (H29 調査 40.8%)

女性 33.1% (H29 調査 37.3%)

(6) 性的少数者への理解促進（令和4年市民意識調査結果より）

- ・自分の性別に違和感を覚えたり、恋愛感情が同性に向かうなど、

性について「悩んだことがある」と回答した人の割合 …2.1%

- ・「LGBT」という言葉を知っている人の割合 …58.2%

- ・「自分の周りにLGBTなどの性的少数者の方はいる」と回答した人の割合…10.4%

## 2 男女共同参画に関する市民意識調査（鹿屋市）等から見える課題

- 男女の地位の不平等感については、男性優遇と感じている人が多く、家事・育児・家族の介護など、依然として家庭における妻の負担が大きいと感じる人も多いことから、あらゆる場における男女の参画促進や固定的な性別分担意識に基づく慣行の改善や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消することが必要である。
- 方針や施策決定に女性の意見は反映していないと感じている人がやや多いことから、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた環境整備や、女性が能力を発揮するための支援が必要である。
- 配偶者等からの暴力の被害経験がある女性は約4人に1人となっており、性別に起因するあらゆる形態の暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会環境の醸成や被害者の保護・支援が必要である。
- 「LGBT」という言葉を知らない人が約4割と、まだ性的マイノリティの方々への理解が十分とは言えないため、性の多様性についての理解を促進する必要がある。

## I 本市の主な取組について

### 1 鹿屋市男女共同参画推進条例（平成28年4月1日施行）及び「第2次鹿屋市男女共同参画基本計画」に基づく施策・事業推進

男女共同参画社会の実現に向けて市民課をはじめ各課が取組（施策・事業）を推進

→ 実施計画に基づき具体的施策30について男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて評価。

- ・鹿屋市男女共同参画実施計画令和6年度実績報告

めざす姿	一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや
計画の期間	2019年度～2028年度（10年間）
経過	※計画の中間見直し（R5）

### 2 「第2次鹿屋市男女共同参画基本計画」の中間見直しについて

#### （1）中間見直しの目的

社会経済情勢等の変化、現状にみる課題や国・県・本市の動向に加え、これまでの施策の進歩状況に基づき、計画期間の中間年度（令和5年度）に見直しを行ったもの

#### （2）中間見直しの概要

あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し、施策に反映するため、より一層「男女共同参画社会の形成の促進」に向けた政策課題が明確になるよう施策体系の見直しを行った。

- ①基本的方向 → 3つの基本的方向について、全体を包括する形に変更する。
- ②重点目標 → 条例（基本理念）に直接対応する課題を重点目標に位置付ける。  
[重点目標の数] 現行：3項目 → 6項目へ増
- ③施策の方向・具体的な施策 → 各重点目標に対応して設定
- ④数値目標 → 見直しに伴い、必要に応じて新たな項目を検討

### 3 男女共同参画推進に関する施策の調査審議等

- (1) 鹿屋市男女共同参画審議会
- (2) 鹿屋市男女共同参画行政推進連絡会議
- (3) 鹿屋市DV対策庁内連絡会議
- (4) 各種調査の実施（HPにて公表）
  - ①市民意識調査（5年に1回）令和4年度実施
  - ②事業所及び従業員アンケート（5年に1回）令和3年度実施
  - ③生理に関するアンケート（単発）令和4年度実施

### 4 施策立案等への男女共同参画機会の確保

#### （1）市の審議会等への女性委員登用促進

- ・鹿屋市審議会等委員への女性の登用推進に関する要領（平成29年2月制定、令和3年1月改正）
- ・審議会等委員への女性登用指針（平成29年2月制定、令和3年1月改正）

〔目標〕審議会等への女性委員の登用率を2028年度までに35%へ

- 女性委員登用状況 ・・・ 6頁(3)-②の表参照

## (2) 女性人材リストの充実と登録者の活用推進

### ○登録者の推移（年度末現在）

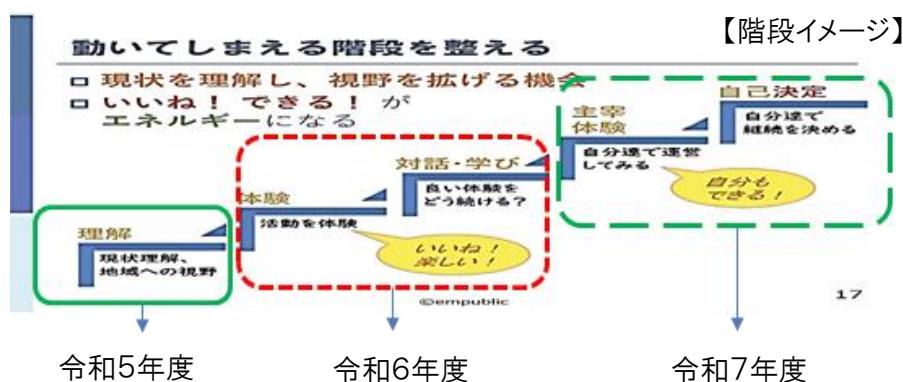
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R7. 9
個人	27人	31人	42人	39人	43人	49人	44人
団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	2団体

※登録分野 … 男女共同(24)、教育(19)、福祉(12)、法律行政(3)、経済労働(3)、農業商業(6)、文化芸術(13)、スポーツ(7)、建築土木(3)、地域活動(29)、その他(10)

※活用促進 … 令和6年度・各課における審議会、委員会等の委員選定の際の照会・活用（3課）  
・本市が開催するジェンダー平等を実現するワークショップにおいて、女性活躍ロールモデルとして講師を依頼

## (3) 女性が奏でるまちづくり推進事業(令和2年度～)

性別に関わらず、自分らしく活躍できる地域社会づくりを考える市民参加型のワークショップ（3年間にわたる連続型ワークショップ 年4回開催）



## 5 女性活躍推進法に基づく取組

### (1) 鹿屋市役所の特定事業主行動計画策定、公表（総務課）

- ・計画期間 令和2年4月～令和8年3月（6年間）
- ・現状と目標値（主なもの）

区分	R 1 現状	R 5 実績	R 6 実績	目標
採用試験における女性受験者割合	32.7%	↗ 39.4%	☒ 32.5%	令和7年度までに45%以上
男性の育児休業取得率	8.3%	↗ 33.3%	☒ 47.6%	13%→85% (R6.3変更)
妻の出産に係る特別休暇取得率(男性職員)	87.5% 39.1%	↘ 60.0% ↗ 55.5%	☒ 52.4% ☒ 34.4%	(取得者数) 100% (取得日数割合) 50%
管理・監督職員に占める女性割合	17.2%	↗ 19.8%	☒ 20.1%	20%以上 (係長級以上)

]

## 6 市民・事業者等の理解のための広報啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進

### (1) 男女共同参画研修会等の実施

あらゆる分野において男女が共同して参画し、個性豊かに充実した人生を送れる男女共同参画社会を実現するため、各種研修会等を実施

区分	内容
男女共同参画講演会	男女共同参画社会の実現を図るための講演会や講座等
市職員研修	皆が活躍する職場づくりや男女共同参画の視点での政策推進等に関する研修
学校研修 (生徒、教職員等)	人権・データDV防止に関する研修
企業企業等向け研修 (企業・団体等職員)	男女共同参画や女性活躍推進に係る研修
市民向け研修 (女性対象)	働いているまたは働きたいと思っている女性を対象にした研修
出前講座 (生涯学習まちづくり出前講座)	男女共同参画に関する講座（講師：市職員）

### (2) 男女共同参画に関する広報・パネル展示等

- ① 情報紙「kanoya男女共同参画news」の発行
- ② 小学校高学年向けリーフレットの配布
- ③ 県男女共同参画週間（7月25日～31日）での啓発
- ④ 国、県等の各種情報提供

## 7 市民・事業者等の活動を支援

### (1) お届けセミナー

誰もが社会の中でその個性と能力を十分に発揮できるよう、また男女が共に仕事と生活を両立させ、地域社会に参画できるよう、各種団体等の研修会へ専門の講師を派遣するもの。

#### 【研修テーマ】

- 男女共同参画やジェンダー平等の必要性や効果
- ワーク・ライフ・バランスの実現
- ハラスメント防止（セクシュアル・ハラスメント等）
- 互いを尊重するコミュニケーションのあり方
- 性の多様性

## 8 DV防止啓発活動

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に街頭キャンペーンやパープルリボン用ツリーの設置等を実施

## 9 パートナーシップ宣誓制度の導入

### (1) 制度導入日

令和6年10月1日

### (2) 制度の概要

○パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティである2人がお互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを市長に宣誓し、市長

が宣誓の事実を認めるとともに、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付するもの

○この制度に法的な効力はないが、性的マイノリティの方々の生きづらさや不安が少しでも解消されるとともに、性的マイノリティの方々に対する社会の理解の促進につながることを目指すもの

### (3) 宣誓の対象者

- ①双方が成年に達していること
- ②一方又は双方が鹿屋市に住所を有していること
- ③双方に配偶者またはパートナーシップの関係にある者がいないこと
- ④双方の関係が近親者でないこと

### (4) 宣誓の方法

#### 【事前予約】

- ①宣誓を希望する日の原則7日前までに電話又は予約フォームで宣誓日の予約

#### 【宣誓当日】

- ②双方が市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書に自署し、必要書類を添えて提出
- ③要件を満たしていることが確認でき次第、受領証等を交付

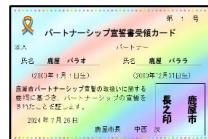
### (5) 交付する書類

- ① パートナーシップ宣誓書受領証
- ② パートナーシップ宣誓書受領カード  
(各1部)
- ③ 宣誓書の写し

### (6) 宣誓することで利用可能なサービス

#### 【行政サービス】市営住宅の申込

#### 【民間サービス】住宅ローン審査における収入の合算、保険金受取人の設定や保険金の代理請求、携帯電話の家族割など



第2次鹿屋市男女共同参画基本計画

# 鹿屋市男女共同参画実施計画 令和6年度実績報告

一人ひとりが支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや

令和7年9月  
鹿屋市

## はじめに

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を図っていくことが重要であるとされています。

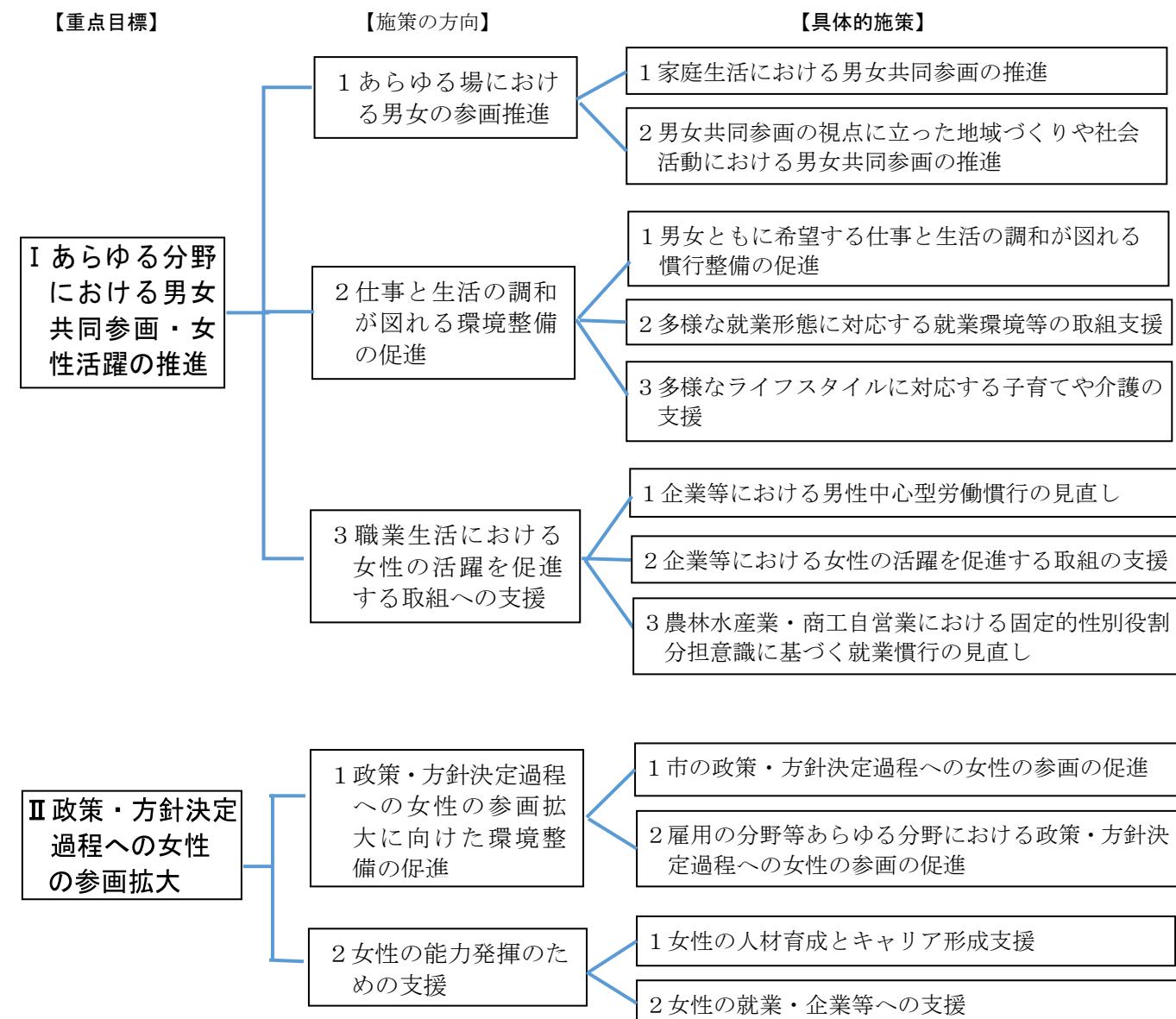
鹿屋市は、平成28年に鹿屋市男女共同参画推進条例の施行、平成31年3月に「第2次鹿屋市男女共同参画基本計画」を策定しました。またこの計画は、社会・経済情勢、計画の進歩状況、国・県の動向等へ対応するため、令和6年3月に中間見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策の推進に取り組んでいます。

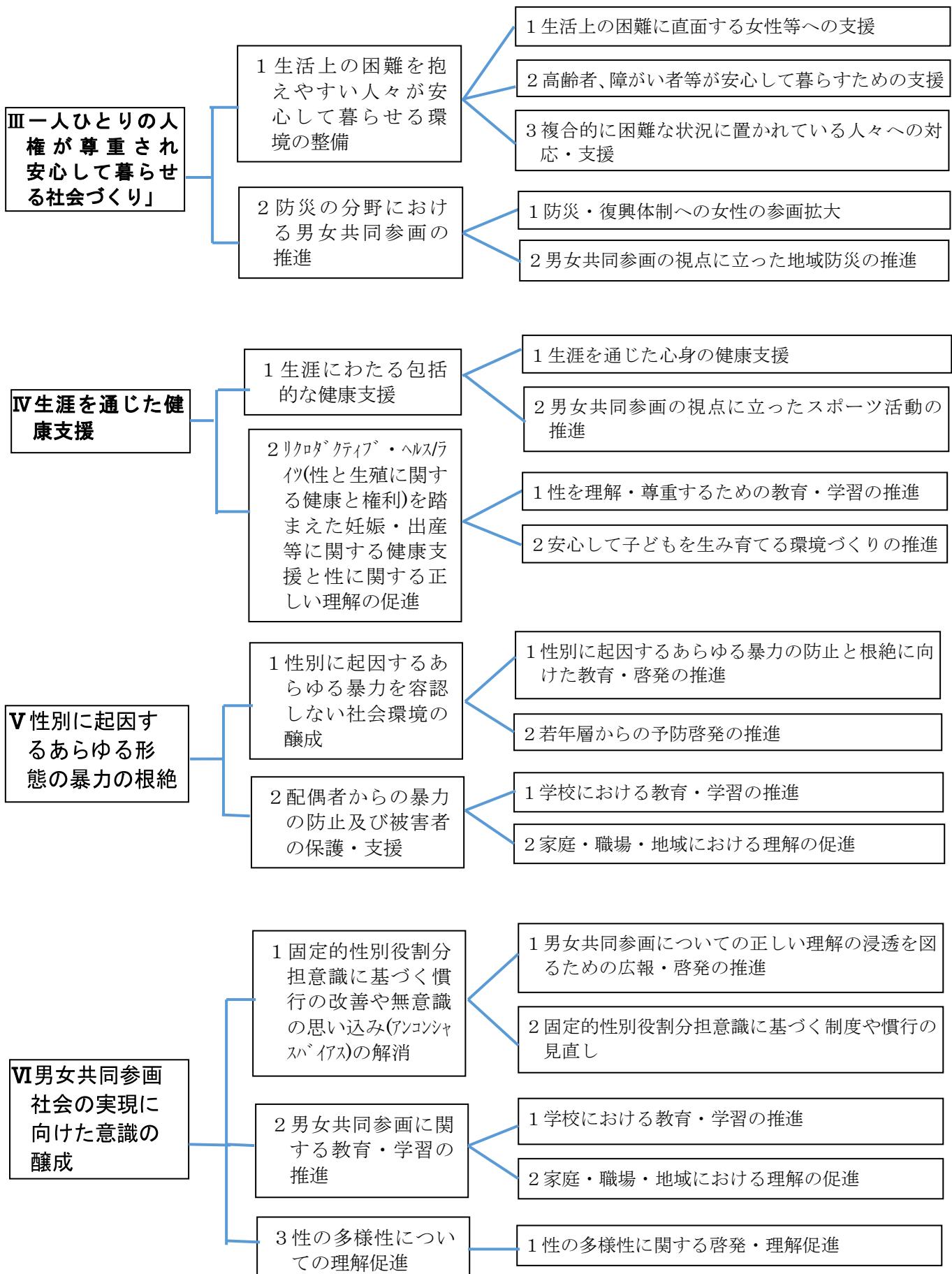
このたび、基本計画の具体的施策の推進に資する各課の事業や取組について、男女共同参画の視点を踏まえ、実施状況についての評価を行いました。

### 1 第2次鹿屋市男女共同参画基本計画（中間見直し） 体系表

めざす姿 『一人ひとりが支えあい 認め合い 笑顔あふれるまち かのや』

基本的方向 【参画しやすい環境づくり・安心できる社会づくり・人権に配慮する人づくり】





## 2 評価について

実施事業の実績を評価するものでなく、各課における推進事業の立案や実施の段階で、男女共同参画の視点で行えたかを4段階で評価した。

### 事業評価の指標

- A : 男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できた。（8割以上）
- B : どちらかというと男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できた。（5～8割程度）
- C : どちらかというと男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できなかった。（2～5割未満）
- D : 男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できなかった。（2割未満）

## 3 評価事項

### （1）男女共同参画の視点による評価

男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女共同参画を推進するための立場や観点

#### 男女の人権の尊重（第3条第1号）

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと。男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されたか。

#### 社会における制度又は慣行による影響への配慮（第3条第2号）

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないよう配慮されたか。

#### 政策等の立案及び決定への共同参画（第3条第3号）

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されたか。

#### 家庭生活における活動と他の活動の両立（第3条第4号）

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されたか。

#### 男女の性についての理解と配慮（第3条第5号）

全ての人がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されたか。

#### 国際的協調（第3条第6号）

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、国際的協調の下に行われたか。

### （2）男女共同参画の視点の浸透を図る配慮の評価

男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画の情報提供を行ったか等

#### 4 評価結果

##### 体系表の具体的施策 (全 28 件→令和 6 年度から全 30 件)

評価	R 2 件数 (件)	R 3 件数 (件)	R 4 件数 (件)	R 5 件数 (件)	R 6 件数 (件)	備考
A	14	21	21	22	20	
B	13	7	7	6	10	
C	1	0	0	0	0	
D	0	0	0	0	0	
合計	28	28	28	28	30	

##### ○施策の方向毎の具体的施策評価

###### 重点目標 I あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

施策の方向	具体的施策 (8)	R6
1 あらゆる場における男女の参画促進	1 家庭生活における男女共同参画の推進	A
	2 男女共同参画の視点に立った地域づくりや社会活動における男女共同参画の推進	B
2 仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進	1 男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進	B
	2 多様な就業形態に対応する就業環境の取組支援	B
	3 多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援	A
3 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援	1 企業等における男性中心型労働慣行の見直し	B
	2 企業等における女性の活躍を促進する取組の支援	B
	3 農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し	B

###### 重点目標 II 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	具体的施策 (4)	R6
1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた環境整備の促進	1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進	A
	2 雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進	B
2 女性の能力発揮のための支援	1 女性の人材育成とキャリア形成支援	A
	2 女性の就業・起業等への支援	B

###### 重点目標 III 一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らせる社会づくり

施策の方向	具体的施策 (5)	R6
1 生活上困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備	1 生活上の困難に直面する女性等への支援	A
	2 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援	A
	3 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援	A

2 防災の分野における男女共同参画の推進	1 防災・復興体制への女性の参画拡大	B
	2 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	B

#### 重点目標IV 生涯を通じた健康支援

施策の方向	具体的施策 (4)	R6
1 生涯にわたる包括的な健康支援	1 生涯を通じた心身の健康支援	A
	2 男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進	A
2 リクロダケイブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を踏まえた妊娠・出産に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進	1 性を理解・尊重するための教育・学習の推進	A
	2 安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進	A

#### 重点目標V 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

施策の方向	具体的施策 (4)	R6
1 性別に起因するあらゆる暴力を容認しない社会環境の醸成	1 性別に起因するあらゆる暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進	A
	2 若年層からの予防啓発の推進	A
2 配偶者からの暴力の防止 被害者の保護・支援	1 被害者が安心して相談できる体制づくり	A
	2 被害者の安全確保と自立の支援	A

#### 重点目標VI 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向	具体的施策 (5)	R6
1 固定的な性別役割分意識に基づく慣行の改善や無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)の解消	1 男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進	A
	2 固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し	A
2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	1 学校における教育・学習の推進	A
	2 家庭・教育・地域における理解の促進	A
3 性の多様性についての理解促進	1 性の多様性に関する啓発・理解促進	A

### 5 男女共同参画基本計画数値目標の進捗状況

#### ○数値目標の達成度

評価	指標数 (全 10 指標)
達成	2
↗ 目標にむけて推進	2
➡ ほぼ横ばい	0
↘ 当初 (計画策定時) より低い	1
— 検証なし	5

設定項目		計画策定期 (H29)	実績 (R 4)	現状 (R 6)	目標値 (R 10)	達成度
1	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	70.1%	72.7%	次回R 9 意識調査 で検証	100%	—
2	「ジェンダー」という用語を知っている人の割合	51.0%	75.9%	次回R 9 意識調査 で検証	100%	—
3	「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担に「反対」と思う人の割合	47.2%	56.5%	次回R 9 意識調査 で検証	55%	—
4	ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じている人の割合	男性 39.8% 女性 43.7%	男性 47.1% 女性 47.8%	次回R 9 意識調査 で検証	男女とも に50%	—
5	市の男性職員の育児休業の一週間以上の取得率 ※2	0.0%	18.8%	47.6%	85%	↗
6	市の男性職員の妻の出産に係る特別休暇の取得率(取得者数の割合) ※2	81.0%	92.9%	52.4%	100%	↘
7	市の審議会等委員の女性委員の登用率	28.5%	30.5%	31.8%	35.0%	↗
8	市の管理的地位(係長相当以上)に占める女性の割合※1※2	—	19.8%	20.1%	20.0% 以上 (R7)	達成
9	DVを受けたことがある人が、どこ(だれ)にも相談しなかった割合	48.4%	43.0%	次回R 9 意識調査 で検証	40.0%	—
10	男女共同参画地域推進員の数	2人	4人	6人	6人	達成

(注)項目1, 2について、「用語を知っている」には「聞いたことがある」も含みます。

※1 中間見直しに伴い設置された項目

※2 他の計画に位置付けられた数値目標を本計画において設定。

当該計画が改定された場合は、改定後の計画における数値目標に置き換えることがあります。

- ・女活 鹿屋市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(第2期計画期間:R2~R7)
- ・特定 鹿屋市役所特定事業主行動計画(第4期計画期間:R2~R6)

## 具体的的施策評価

## 重点目標 I あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

## 施策の方向 1 あらゆる場における男女の参画促進

具体的施策	家庭生活における男女共同参画の推進
施策の内容	男女ともに家庭責任を担う主体となるよう、家事・育児等家庭生活への男性参加の促進や休暇取得が推進されるよう広報・啓発に取り組みます。
実施事業	1 情報誌、リーフレット等や各種啓発週間を活用した広報、啓発(市民課) 2 「家庭教育学級」や「子育て講座」における男女共同参画を学ぶ機会の創出)(生涯学習課) 3 男女共同参画に関する講演会や出前講座、お届けセミナー等の実施(市民課)
評価	A
実績	○「Kanoya男女共同参画News」の発行(年4回、各5,000部) ○市ホームページや係Instagramでの情報提供 ○市Facebookページでのイベント情報掲載 ○第2次鹿屋市男女共同参画基本計画概要版の活用(出前講座5回) ○開設学級数:47・年5~12回程度 ○35小・中学校が実施・就学前子育て講座:23校・思春期子育て講座:12校 ○男女共同参画講演会・LGBTQ+を知っていますか?小野アンリ氏(Proud Futures 共同代表)46人 ○人権・デートDV防止研修会・中学校9校、高校2校 1,074人 ○出前講座「男女共同参画ってなあに?」・5団体 合計 112人 ○お届けセミナー・7団体 合計 166人
成果及び課題	・Kanoya男女共同参画Newsや講演会等の情報は、市ホームページ、係InstagramやFacebookに掲載するほか、町内会回覧、女性人材リスト登録者や審議会委員へ送付、市内公共施設へ設置等行った。 ・「父親も対象」と記載することで、父親の家庭教育学級への参加を促した。 ・就学前や思春期における子育て講座とおして家庭教育の重要性への理解・認識を深め、子育てに同じ不安や悩みを持つ親同士の相互交流を図ることができた。 ・中高生を対象にした人権・デートDV防止研修会では、人権尊重・男女平等等意識を高めることや相手を思いやる気持ちの醸成の促進が図れた。 ・出前講座では、より身近に男女共同参画の課題に気づけるよう、申込団体毎に内容を工夫した。今後はもっと町内会や事業所で活用されるよう事業のPRに努める。 ・今後も家庭生活における男女共同参画の推進を図るため、幅広い層に向けた講演会や研修会の実施や情報提供等による積極的な啓発が必要である。
今後の取組予定	・今後も家庭生活における男女共同参画」が推進されるよう情報誌等を活用した啓発に努める。 ・全保育園、幼稚園、認定こども園に研修会の案内を送り、新規開設園の確保に努める。 ・9月:家庭教育講演会実施の案内、11月:人権問題講演会実施の案内を送付予定 ・今後もあらゆる分野における男女共同参画推進のため、講演会や出前講座、お届けセミナー等を実施する。

具体的施策	男女共同参画の視点に立った地域づくりや社会活動における男女共同参画の推進
施策の内容	すべての地域住民が男女共同参画の視点を持って様々な形で地域活動に参画できる機会や環境づくりに取り組みます。また、市民団体等との連携・協働を図り、男女共同参画を推進する人材を育成し、その基盤づくりに努めます。
実施事業	4 町内会活動における男女共同参画意識の啓発(地域活力推進課) 5 地域における方針決定過程への女性の参画拡大を図る取組の推進(地域活力推進課、生涯学習課) 6 男女共同参画に関する講演会や出前講座、お届けセミナー等の実施【再掲】(市民課) 7 女性が奏でるまちづくり事業の実施(市民課) 8 地域における様々な社会貢献活動を行うN P O 法人の設立、相談等の支援(地域活力推進課) 9 「共生・協働によるまちづくり」を推進するための市民活動支援事業による補助の実施(地域活力推進課)
評価	B
実績	○全町内会長へ配付する町内会運営マニュアルにおいて、男女共同参画意識を持った上で町内会を運営するよう周知を図った。 ○全町内会長へ配付する町内会運営マニュアルにおいて、町内会役員への女性の登用について周知を図った。 ○図書館協議会女性委員の登用(委員数5名、うち女性委員4名 80%) ○公民館運営審議会女性委員の登用(委員数15名、うち女性委員6名 40%) ○社会教育委員の会議女性委員の登用(委員数15名、うち女性委員8名 53.3%) ○鹿屋市青少年問題協議会女性委員の登用(委員数15名、うち女性委員6名 40%) ○男女共同参画講演会・LGBTQ+を知っていますか?小野アンリ氏(Proud Futures 共同代表)46人 ○人権・デートDV防止研修会・中学校9校、高校2校 1,074人 ○出前講座「男女共同参画ってなあに?」・5団体 合計 112人 ○お届けセミナー・7団体 合計 166人 ○女性が奏でるまちづくり事業「わたし」×未来を切り拓くワークショップ(4回延べ81人) ○N P O 法人の設立、定款変更等の各種届出事務の支援を行った。 ○市民活動団体の行う事業への補助を実施することで市民活動の活性化を目指し、令和6年度は計9団体からの応募があった。 ○庁内審査会において応募団体によるプレゼンテーション審査を実施の上、採択事業を選定し、6団体に対し補助金の交付を行った。

成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会は世帯単位の加入となるため、男性中心の組織運営になりがちであることから、女性が参画しやすい組織づくりを促進する必要がある。</li> <li>男女共同参画の推進において、地域の方針決定過程への参加により多様な視点が反映され、会議の質が向上した。しかし、依然として参画が不十分な状況があり、さらなる取り組みが必要である。</li> <li>中高生を対象にした人権・デートDV防止研修会では、人権尊重・男女平等意識を高めることや相手を思いやる気持ちの醸成の促進が図れた。</li> <li>出前講座では、より身近に男女共同参画の課題に気づけるよう、申込団体毎に内容を工夫した。今後はもっと町内会や事業所で活用されるよう事業のPRに努める。</li> <li>今後も家庭生活における男女共同参画の推進を図るため、幅広い層に向けた講演会や研修会の実施や情報提供等による積極的な啓発が必要である。</li> <li>参加者が様々な分野で活躍するロールモデルの話を聴いたり、参加者同士での交流を育んだりする中で、自分自身の内面と向き合いながら、具体的な活動実践に繋げていきたいと意欲を高め合い、女性が活躍できる風土づくりを促すワークショップを実施できた。</li> <li>今後NPOの活動において男女共同参画の視点も取り入れて実施できるように促す必要がある。</li> <li>令和6年度の採択団体6団体のうち4団体の代表者は女性であった。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会連絡協議会と連携し、町内会役員の男女共同参画意識の醸成に努める。</li> <li>今後は、地域の方針決定過程における女性の参画を促進するため、女性委員の登用を進めるとともに、参加しやすい環境整備を推進していく。</li> <li>今後もあらゆる分野における男女共同参画推進のため、講演会や出前講座、お届けセミナー等を実施する。</li> <li>引き続き、あらゆる場において女性の参画拡大に向けた取組を行っていく。</li> <li>男女共同参画の視点が反映された活動が出来るように、研修会や各種事業の案内等の働きかけを行っていく。</li> <li>男女共同参画や多様性、SDGsなどの視点が盛り込まれた事業企画を市民団体が企画するよう、随時制度の見直しや広報の方法など検討していく。</li> </ul>

## 施策の方向 2 仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進

具体的施策	男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進
施策の内容	経営者・管理職等に対し、長時間勤務等を背景とした労働慣行及び固定的な性別役割分担意識の見直しの必要性について理解が図られるよう、各種制度の周知やセミナー開催等に取り組みます。
実施事業	国・県等の働き方改革関連法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの労働関係法令や制度等の広報啓発(商工振興10課)
	11 勤労者サービスセンター事業の実施(商工振興課)
	12 男女共同参画に係る事業所向けセミナーの実施(市民課)
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県や国(労働局等)から送付のあったリーフレットやチラシの掲示等により広報・啓発を行った。</li> <li>・年次有給休暇の取得促進・働き方改革関連法の成立・職場意識改善・労働法令関係・育児・介護休業取得関係</li> <li>○市内中小企業の勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業等の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的として、一般財団法人鹿屋市勤労者サービスセンターに補助金を交付し、以下の事業を実施した。</li> <li>・慶弔共済保険給付事業(慶弔給付金)</li> <li>・健康維持増進事業(各種健診・施設利用等助成)</li> <li>・福利厚生事業(イベントの開催(ボウリング)、チケット等購入費・宿泊費・学習講座利用等助成)</li> <li>・斡旋事業(中退共、小規模企業共済、融資)</li> <li>○企業等研修会</li> <li>・講話「人口減少の鍵!企業におけるジェンダー平等推進~働きやすさ×働きがいでつくる活力ある職場づくり~」たもつゆかり氏 25人(15社)</li> <li>・市内企業事例発表(株式会社鹿島食品、国基建設株式会社)</li> <li>・異業種交流ワークショップ 松崎陽子氏</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別や年齢に関わりなく、広く市民に提供できる職業訓練講座等の開催案内について、労働局等から配布されたリーフレットの設置、広報紙への掲載等を行った。</li> <li>・福利厚生事業の案内、啓発は男女を問わず積極的に会員への提供を行った。</li> <li>・企業の事業主や管理職の方等の参加者が、人口減少に伴う企業等の人材不足等を解消するためには、「誰もが働きやすい就業環境」づくりに取り組み、女性の継続雇用や正規雇用化など、特に潜在的な女性の労働力を活用していく必要性を学ぶ機会となった。</li> <li>・市内企業の事例発表やワークショップを通じて、交流や情報交換の場を提供できた。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や国(労働局等)から掲示依頼のあったポスター やリーフレットの庁舎内掲示や、周知依頼のあった記事の広報かのや、ホームページへの掲載などにより、各種情報の広報や啓発を行っていく。</li> <li>・引き続き会員向けの福利厚生サービスを提供すると共に、働き方改革や介護など、社会的な流れを意識した魅力ある事業を検討し、サービスの充実を図る。</li> <li>・誰もが働きやすい職場づくりの整備が推進されるように、引き続きセミナー等を開催し企業等の取組を支援していく。</li> </ul>

具体的施策	多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援
施策の内容	正規雇用・非正規雇用など多様な就業形態の労働者に対して公正な待遇や働きやすい就業環境が推進されるよう、各種制度や取組事例等の情報提供に努めます。
実施事業	国・県等の働き方改革関連法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの労働関係法令や制度等の広報啓発【再掲】13(商工振興課)
	14 市職員への育児・介護休暇等の周知を図るなど取得しやすい環境の整備(総務課、教育総務課)

評価	B
実績	<p>○県や国(労働局等)から送付のあったリーフレットやチラシの掲示等により広報・啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年次有給休暇の取得促進・働き方改革関連法の成立・職場意識改善・労働法令関係・育児・介護休業取得関係</li> </ul> <p>○育児との両立支援制度の活用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業 31名(うち男性職員11名)・部分休業 12名(うち男性職員1名)</li> <li>・育児短時間勤務 1名(うち男性職員0名)・育児時間(特別休暇) 0名(うち男性職員0名)</li> </ul> <p>○介護との両立支援制度の活用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護休暇 0名・介護時間 0名・短期介護休暇 14名 ※暦年</li> </ul> <p>○各種休暇等取得状況(延べ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業 1名(令和5年度 1名)・介護休暇 0名(令和5年度 0名)</li> </ul> <p>○その他の休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子の看護休暇 12人・56日6時間・短期介護休暇 2人・5日4時間・産前産後休暇 1人・96日間</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別や年齢に関わりなく、広く市民に提供できる職業訓練講座等の開催案内について、労働局等から配布されたリーフレットの設置、広報紙への掲載等を行った。</li> <li>・育児休業を取得する男性職員が増えた(R5:5名→R6:11名)。半年未満の取得者が増加しており、男性の育児休業の取得が制度として職員に周知されてきている。</li> <li>・男性職員の育児休業等を更に促進するため、計画的に休暇等が取得できる職場環境づくりの推進が引き続き必要である。</li> <li>・育児・介護休暇の制度について、一定の周知が図られており、取得しやすい環境づくりに取り組んだ。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や国(労働局等)から掲示依頼のあったポスターやリーフレットの庁舎内掲示や、周知依頼のあった記事の広報かのや、ホームページへの掲載などにより、各種情報の広報や啓発を行っていく。</li> <li>・引き続き、所属長による「男性職員の育児参画促進のための面談シート」を活用した職員の取得希望の把握及び取得促進に係る声掛けの実施</li> </ul> <p>【令和7年10月1日施行】全職員を対象(会計年度任用職員含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は配偶者が妊娠等したことを申し出た職員への両立支援制度周知、意向確認の実施</li> <li>・3歳未満の子を養育する職員への両立支援制度周知、意向確認の実施</li> <li>・各種研修会で制度の説明を行うとともに、制度を活用しやすい環境整備、人事異動に努めていく。</li> </ul>

具体的な施策	多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援
施策の内容	子育て世代の多様なライフスタイルに対応できる保育サービスや子育て支援策の充実等を図り、仕事と子育ての両立のための環境の整備を進めます。併せて、介護の必要な家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護保険制度の広報啓発等に努めます。
実施事業	<p>15 休日保育事業の実施(子育て支援課)</p> <p>16 病児保育の実施(子育て支援課)</p> <p>17 延長保育の実施(子育て支援課)</p> <p>18 一時預かりの実施(子育て支援課)</p> <p>19 放課後児童健全育成事業の実施(子育て支援課)</p> <p>20 子育てに関する情報の提供(子育て便利帳の作成・配布)(子育て支援課)</p> <p>21 地域子育て支援拠点事業の実施(子育て支援課)</p> <p>22 ファミリー・サポート・センター事業の実施(子育て支援課)</p> <p>23 介護サービスの充実(高齢福祉課)</p> <p>24 介護保険制度の広報啓発(高齢福祉課)</p> <p>25 地域包括支援センターの機能強化(高齢福祉課)</p> <p>26 市職員へ育児休暇制度や介護休暇制度等の周知・取得促進及び定時退庁の促進と時間外勤務の縮減(総務課)</p>
評価	A

実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日曜・祝日において就労等のために家庭で保育ができない保護者に代わり保育を実施した。</li> <li>・登録者数：96人（延べ人数881人）</li> <li>○病気によって保育所等に預けられない児童を、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができない場合に、病院に併設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行った。</li> <li>・実施個所：1か所、延べ利用児童数：621人</li> <li>○就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境への需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施した。 ・年間延べ利用児童数：8,429人、実施施設：29園</li> <li>○保護者の仕事や就学・病気・出産・冠婚葬祭等で一時的に子どもの保育ができなくなったときに保育所等での預かりを実施。また、保護者の育児等による負担解消などの私的な理由によっても利用を可能とした。</li> <li>・年間延べ利用児童数 一般型：1,734人 幼稚園型：97,288人</li> <li>○小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童福祉施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図った。</li> <li>・実施箇所数 35か所 延べ利用児童数 290,991人</li> <li>○令和6年度版の製作</li> <li>○公共施設の窓口や赤ちゃんの駅設置店舗、保育施設等に配布（4,200部）</li> <li>○子育て世帯の親子が気軽につどい、交流を図るための場の設置や、子育て家庭等に対する育児不安等の相談・助言等を行い、様々なイベントや講習会を開催し、保護者同士によるネットワークづくりを図った。</li> <li>・実施個所：一般型9か所、延べ利用者数：37,137人</li> <li>○会員数：661人（利用会員330人、サポート会員292人、両方会員39人）</li> <li>○活動回数：694回（子どもの預かり180回、送迎408回、家事援助6回、その他100回）</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護・総合事業認定者5,790人</li> <li>○サービス受給者数</li> <li>・居宅介護サービス：3,715人 ・地域密着型サービス：1,160人 ・施設サービス：858人 ・総合事業：568人</li> <li>○各種支援制度の広報誌への掲載</li> <li>○市ホームページの充実（介護予防関連）</li> <li>○出前講座での広報啓発（9回、受講者数226人）</li> <li>○介護予防教室等での広報啓発</li> <li>○市及び地域包括支援センターのHP及びチラシを作成し情報発信・情報提供に努めるとともに各種講座を開催することにより地域との連携を深め、地域包括ケアシステム構築に努めた。</li> <li>○相談実件数：3,670件</li> <li>○基幹型の地域包括支援センターと9つのブランチにおいて、高齢者等の総合相談に応じ、専門的及び地域の資源による包括的な支援に努めた。</li> <li>○両立支援制度の周知を図った。</li> <li>○定期退庁日の適切な運用について、通知文、ポップアップ掲載で周知を図り、時間外勤務の縮減を図った。</li> <li>○ICTツールの活用やRPA等導入による単純作業時間の削減による事務作業の効率化や業務改善、電子決裁の導入による業務効率化により時間外勤務の縮減を図った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時には実施施設に予約が必要だが、受入数が限られているので、早めの予約が必要となる。</li> <li>・児童が病気の場合に、保護者の就労に対応した病児保育を実施することで、保護者のニーズに合った保育を提供できた。</li> <li>・通常保育の実施時間以上に保育が必要な家庭に対し、保育施設の開所時間を超え、可能な範囲で保育を提供することにより、多様なライフスタイルに対応した。</li> <li>・本事業を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備した。</li> <li>・放課後児童クラブの利用者も年々増加しており、鹿屋市が委託する放課後児童クラブも増えていることから、小学生を持つ保護者が安心して労働等を行える環境が整ってきている。</li> <li>・平成27年度からの子ども・子育て支援新制度により、未設置小学校区への放課後児童クラブの整備などの課題がある。</li> <li>・毎年掲載内容の見直しを行い、新制度を含め、広く本市の子育て支援制度の周知が図られている。</li> <li>・子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、子育てに関する様々な不安を解消するため、子育てアドバイザーによる相談・助言等を行い、また、様々なイベント・講習会を実施し保護者同士のネットワークづくりの手助けとなるよう取り組んだ。</li> <li>・つどいの広場や子育て支援センター等の利用者は、概ね3歳児未満の乳幼児を連れた母親がほとんどであるため、父親の利用促進につながる雰囲気づくりが必要である。</li> <li>・新規利用会員登録者数 50世帯</li> <li>・新規サポート会員登録者数 20世帯</li> <li>・令和5年度に実施した調査によると、在宅での介護者は70%が女性であり、前回の調査から6.5%増加している。また、10%程度の介護者が離職や転職している。このようなことから、介護者が固定化されずに要介護者を取り巻く家族全体で介護に取り組む機運の醸成を図る。</li> <li>・出前講座、介護予防事業等への男性の参加者が少ないとから、男性にも介護保険制度はもとより、介護予防等にも意識を持つてもらえる工夫を検討する必要がある。</li> <li>・地域包括ケアシステム構築に向けて中心的役割を担っており、専門職がその専門的知識や技能を互いに生かしながら、チームで活動し、地域のネットワークを構築することで、高齢者やその家族からの相談を支援につなげるなど、支援体制の充実を図ることができた。</li> <li>・講座やイベント等については、男性も参加しやすい講座となるよう企画していくこと。</li> <li>・育児のための両立支援制度の周知強化（概要説明資料等の充実）</li> <li>・育児休業を取得する男性職員が増えた（R5:5名→R6:11名）。半年未満の取得者が増加しており、男性の育児休業の取得が制度として職員に周知されてきている。</li> <li>・前年度と比較すると、時間外勤務時間が減少しているが、引き続き時間外縮減に向けた取組が必要である。</li> </ul>

今後の取組 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早めの登録・予約を促し、継続して休日保育の受入れを実施する。</li> <li>・保護者のニーズを踏まえながら、継続して事業を実施する。</li> <li>・継続して延長保育を実施する。</li> <li>・預かりが必要な家庭を支援するため、継続して事業を実施する。</li> <li>・鹿屋市子ども・子育て支援事業計画に基づき、小学生を持つ保護者が安心して労働等が行えるように、放課後児童支援員の質を確保するとともに未設置小学校区への放課後児童クラブの整備などを検討する。</li> <li>・紙の冊子に加え、電子書籍(アプリ)による子育て支援制度の周知拡大を引き続き実施。</li> <li>・広報誌やホームページ等で行う地域子育て支援拠点事業の周知・啓発等に際し、父親の利用も可能である旨の案内を行う。</li> <li>・父親も参加しやすいイベントの開催について検討する。</li> <li>・必要としている世帯や支援したい人が制度への登録につながるよう、制度の周知・広報に努める。</li> <li>・引き続き、介護サービスの適正な提供に努めるとともに、第9期介護保険事業計画(令和6年度から8年度まで)に基づく介護サービス提供を実施していく。</li> <li>・介護人材の定着・育成支援や、仕事と介護の両立のための各種制度の周知や家族介護者の支援の充実を図る。</li> <li>・広報誌やホームページ等の媒体を活用し、引き続き広報啓発に努める。</li> <li>・性別等に関係なく、引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、相談体制の確保と広報・周知を図っていくこととする。</li> <li>・引き続き、両立支援制度を利用しやすい環境を整えるとともに、制度周知を図る。</li> <li>・時間外勤務を縮減するため、更に働き方改革や事務改善等を推進する。</li> </ul>
-------------	--

### 施策の方向 3 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援

具体的施策	企業等における男性中心型労働慣行の見直し
施策の内容	経営者・管理職等に対し、男女の均等な機会と待遇の確保、固定的な性別役割分担意識に基づく雇用慣行の見直し、ハラスメント防止対策及びメンタルヘルスの確保に向けて、関係法令や制度に関する情報提供や啓発に取り組みます。
実施事業	27 国・県等の働き方改革関連法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの労働関係法令や制度等の広報啓発【再掲】 (商工振興課)
	28 市職員へ男性の育児休業等の両立支援制度の活用促進(総務課)
	29 市役所事業主行動計画の取組の推進(総務課)
	30 市役所におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する広報・啓発(総務課)
	31 市役所におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する庁内相談体制の充実(総務課)
	32 国・県等の職場のトラブル解決、パワハラ防止等に関する関係法令・制度等の広報啓発(商工振興課)
	33 ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発(市民課)
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県や国(労働局等)から送付のあったリーフレットやチラシの掲示等により広報・啓発を行った。</li> <li>・年次有給休暇の取得促進・働き方改革関連法の成立・職場意識改善・労働法令関係・育児・介護休業取得関係</li> <li>○男性の育児休業取得職員実績・R5:5名→R6:11名</li> <li>○所属長による「男性職員の育児参画促進のための面談シート」を活用した職員の取得希望の把握及び取得促進に係る声掛けの実施</li> <li>○仕事と子育ての両立を図るため、鹿屋市役所特定事業主行動計画に定める取組事項を実施した。</li> <li>○男性職員の育児休業等を促進するため、所属長に対し、「男性職員の育児参画促進のための面談シート」を活用した出生等に関する情報把握や計画的に休暇等が取得できる職場環境づくりを推進するよう指導した。</li> <li>○ハラスメント防止の啓発及びハラスメント相談員の周知を行った(令和6年6月)。</li> <li>○ハラスメント相談員 16名(うち女性職員15名)</li> <li>○ハラスメントのない職場づくりのため、職員や会計年度任用職員に対し、ハラスメントに関するアンケートを実施した。</li> <li>○県や国(労働局等)から送付のあったリーフレットやチラシの掲示等により広報・啓発を行った。</li> <li>・労働施策総合推進法(パワハラ防止法)関係・職場におけるハラスメント関係</li> <li>・個別労働紛争解決制度・労使間のトラブルに関する相談会の周知広報</li> <li>○お届けセミナー</li> <li>・ハラスメント防止、障害福祉現場におけるカスタマーハラスメント対策 (有限会社鹿屋電子工業)28名、(南日本酪農共同株式会社鹿屋工場)9人、(肝属地区障がい者基幹相談支援センター)23人</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別や年齢に関わりなく、広く市民に提供できる職業訓練講座等の開催案内について、労働局等から配布されたリーフレットの設置、広報紙への掲載等を行った。</li> <li>・育児休業を取得する男性職員が増えた(R5:5名→R6:11名)。半年未満の取得者が増加しており、男性の育児休業の取得が制度として職員に周知されてきている。</li> <li>・男性職員の育児休業等を更に促進するため、計画的に休暇等が取得できる職場環境づくりの推進が引き続き必要である。</li> <li>・男女ともに個々の能力を職場で発揮できる環境づくりを継続して取り組む必要がある。</li> <li>・相談体制の充実及び相談への適切な対応</li> <li>・ハラスメントがもたらす影響や発生する原因・背景について学ぶ機会となった。また受講団体の希望に沿ったテーマで実施したこと、より実践的な研修の機会を提供できた。</li> </ul>

今後の取組 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や国(労働局等)から掲示依頼のあったポスターやリーフレットの庁舎内掲示や、周知依頼のあった記事の広報かのや、ホームページへの掲載などにより、各種情報の広報や啓発を行っていく。</li> <li>・引き続き、所属長による「男性職員の育児参画促進のための面談シート」を活用した職員の取得希望の把握及び取得促進に係る声掛けの実施</li> </ul> <p>【令和7年10月1日施行】全職員を対象(会計年度任用職員含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は配偶者が妊娠等したことを申し出た職員への両立支援制度周知、意向確認の実施</li> <li>・3歳未満の子を養育する職員への両立支援制度周知、意向確認の実施</li> <li>・育児休業を取得する男性職員が増えた(R5:5名→R6:11名)。半年未満の取得者が増加しており、男性の育児休業の取得が制度として職員に周知されてきている。</li> <li>・男女ともに個々の能力を職場で発揮できる環境づくりを継続して取り組む必要がある。</li> <li>・引き続き、ハラスメント対策委員会及びハラスメント相談員を運用し、相談体制を確保するとともに各種研修において、広報・啓発を行う。</li> <li>・誰もが働きやすい職場になるようハラスメント防止に向けて、お届けセミナーに加え、Kanoya男女共同参画News、市ホームページや係Instagram等に情報を掲載する。</li> </ul>

具体的な施策	企業等における女性の活躍を促進する取組の支援
施策の内容	経営者・管理職等に対し、女性が活躍できる環境を整えるためのセミナーや関係法令・制度に関する情報提供等、県や関係機関と連携した取組を行います。
実施事業	<p>34 女性の活躍を促進するための事業所向けセミナーの実施(市民課)</p> <p>35 国・県等の女性活躍推進法等の関係法令・制度や女性が活躍できる環境を整えるためのセミナー等の広報啓発(商工振興課)</p>
評価	B
実績	<p>○企業向けセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講話「人口減少の鍵！企業におけるジェンダー平等推進～働きやすさ×働きがいでつくる活力ある職場づくり～」たもつゆかり氏 25人(15社)</li> <li>・市内企業事例発表(株式会社鹿島食品、国基建設株式会社)</li> <li>・異業種交流ワークショップ 松崎陽子氏</li> </ul> <p>○県や国(労働局等)から送付のあったリーフレットやチラシの掲示等により広報・啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業制度 等</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の事業主や管理職の方等の参加者が、人口減少に伴う企業等の人材不足等を解消するためには、「誰もが働きやすい就業環境」づくりに取り組み、女性の継続雇用や正規雇用化など、特に潜在的な女性の労働力を活用していく必要性を学ぶ機会となった。</li> <li>・市内企業の事例発表やワークショップを通じて、交流や情報交換の場を提供できた。</li> <li>・性別や年齢に関わりなく、広く市民に提供できる関係法令・制度等について、労働局等から配布されたリーフレットの設置、広報誌への掲載等を行った。</li> </ul>
今後の取組 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが性別に関わらず、働きがい、生きがいを持つ職場環境づくりを目指すため、引き続きセミナー等を開催し企業等の取組を支援していく。</li> <li>・県や国(労働局等)から周知依頼があった講座等のリーフレットを窓口に設置し、併せて広報誌やホームページへの掲載を行う。</li> </ul>

具体的な施策	農林水産業・商工自営業における固定的な性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し
施策の内容	農林水産業や商工自営業において、男女ともに働きやすい就業環境への見直しやワーク・ライフ・バランスの促進、経営への女性の参画が促進されるよう、各種制度の周知や、セミナー開催等に取り組みます。
実施事業	<p>36 家族経営協定締結の推進(農政課)</p> <p>37 酪農・和牛ヘルパー運営の支援(畜産課)</p> <p>38 国・県等の育児・介護休業や働き方の見直し等に関する各種制度の周知及び関連したセミナー等の広報啓発(商工振興課)</p>
評価	B
実績	<p>○協定締結：3件</p> <p>○農業者等が組織する家畜管理代行組織(ヘルパー組織)に対し支援し、作業の負担軽減等によるゆとりのある畜産経営を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用件数 削蹄：子牛1,900頭・母牛744頭、引出：198頭、飼養管理：0日</li> </ul> <p>○県や国(労働局等)から送付のあったリーフレットやチラシの掲示等により広報・啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過重労働解消のためのセミナー 等</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者や生産組織等に対し、継続的に周知しており、毎年協定締結に結びついている。</li> <li>・ヘルパー事業を利用することにより、定休日利用、冠婚葬祭、長期入院時の飼養管理等の代行が行われ、また、削蹄ヘルパー等による作業代行業務により、高齢農家のサポートや子牛の商品性向上対策及び母牛削蹄など農業従事の態様改善が図られ利用農家のゆとりある経営につながった。</li> <li>・性別や年齢に関わりなく、広く市民に提供できる関係法令・制度等について、労働局等から配布されたリーフレットの設置、広報誌への掲載等を行った。</li> </ul>
今後の取組 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者によりや生産組織等に対し、継続的な周知を行う。</li> <li>・引き続き支援を行ない、畜産農家の労働負担軽減を図る。</li> <li>・県や国(労働局等)から周知依頼があった講座等のリーフレットを窓口に設置し、併せて広報誌やホームページへの掲載を行う。</li> </ul>

## 重点目標II 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

## 施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた環境整備の促進

具体的施策	市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
施策の内容	市の施策に、より多くの女性の意見や視点が反映されるよう各種審議会等への女性委員のさらなる登用を推進します。
実施事業	39 各種審議会等への女性委員の登用推進(各課)
	40 女性人材リストの登録及び活用推進(市民課)
	41 市役所職員の女性管理職の育成・登用(総務課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性人材リストへの登録及び活用の推進 ・登録人数: R6年度末 49人・1団体</li> <li>○女性管理職の登用  ・R5:2名→R6:3名</li> <li>○ライン職への女性の登用  ・R5:28名→R6:27名</li> <li>○自治大学校への派遣  ・R6:1名</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな登録者の掘り起こしや人材リストの更新・整備を行うとともに、女性人材リストを活用した市の審議会等への女性登用を行った。</li> <li>・各分野の人材を充実させ、リストの積極的な活用を促進していく必要がある。</li> <li>・管理職の登用数が増加したが、ライン職への登用は減少した。管理職への登用に向け、引き続き、能力に応じたライン職への積極的な登用を行う。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな人材(登録者)情報の収集による人材リストの充実やその活用について、幅広い広報・周知を進めていくとともに、男女共同参画事業(女性セミナー等)や企業訪問等において人材発掘を行う。</li> <li>・女性職員の積極的な登用や、性別にとらわれない配属、業務分担を行っていく。</li> </ul>

具体的施策	雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
施策の内容	あらゆる分野において多様な考え方や意見を反映させるため、研修会の開催や情報誌等を活用した啓発を行うなど女性の参画・登用拡大に向けた取組を推進します。
実施事業	42 情報誌、リーフレット等や各種啓発週間を活用した広報、啓発【再掲】(市民課)
	43 地域における方針決定過程への女性の参画拡大を図る取組の推進【再掲】(地域活力推進課、生涯学習課)
	44 女性が経営方針等決定過程に参画するために必要な知識・技術を習得する機会の情報提供(農林水産業や商工業等の自営業)(商工振興課、農政課)
	45 女性の活躍を促進するための事業所向けセミナーの実施【再掲】(市民課)
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「Kanoya男女共同参画News」の発行(年4回、各5,000部)</li> <li>○市ホームページや係Instagramでの情報提供</li> <li>○市Facebookページでのイベント情報掲載</li> <li>○第2次鹿屋市男女共同参画基本計画概要版の活用(出前講座5回)</li> <li>○全町内会長へ配付する町内会運営マニュアルにおいて、町内会役員への女性の登用について周知を図った。</li> <li>○図書館協議会女性委員の登用(委員数5名、うち女性委員4名 80%)</li> <li>○公民館運営審議会女性委員の登用(委員数15名、うち女性委員6名 40%)</li> <li>○社会教育委員の会議女性委員の登用(委員数15名、うち女性委員8名 53.3%)</li> <li>○鹿屋市青少年問題協議会女性委員の登用(委員数15名、うち女性委員6名 40%)</li> <li>○広報かのや及びホームページでの情報提供を実施した。</li> <li>・公的職業訓練各種  ・女性のための再就職支援セミナー  ・働き方改革セミナーの開催について</li> <li>・働き方・休み方改善ポータルサイトの活用について  ・「女性の活躍推進企業データベース」の普及について 等</li> <li>○研修会等に出席した。</li> <li>・肝属地域女性農業経営士会研修会(R6.5.31)  ・北部指導農業士会夫婦研修会(R6.7.26)</li> <li>・肝属地域女性農業者スキルアップ講座(R6.7.29)  ・農村女性ファームレディ交流会(R6.10.2)</li> <li>・農山村漁村パートナーシップ推進研修会(R6.11.20)  ・肝属地域女性農業経営士会総会(R7.2.14)</li> <li>○農業を学ぶ研修会(リスクリミング研修)を開催し、露地野菜栽培経営に必要な知識を習得する機会を設けた。</li> <li>・年4回、延32人の農業者が参加した。うち女性は延4人が参加。</li> <li>○企業向けセミナー</li> <li>・講話「人口減少の鍵！企業におけるジェンダー平等推進～働きやすさ×働きがいでつくる活力ある職場づくり～」たもつゆかり氏 25人(15社)</li> <li>・市内企業事例発表(株式会社鹿島食品、国基建設株式会社)</li> <li>・異業種交流ワークショップ 松崎陽子氏</li> </ul>

成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Kanoya男女共同参画Newsや講演会等の情報は、市ホームページ、係InstagramやFacebookに掲載するほか、町内会回覧、女性人材リスト登録者や審議会委員へ送付、市内公共施設へ設置等行った。</li> <li>・町内会は世帯単位の加入となるため、男性中心の組織運営になりがちであることから、女性が参画しやすい組織づくりを促進する必要がある。</li> <li>・男女共同参画の推進において、地域の方針決定過程への参加により多様な視点が反映され、会議の質が向上した。しかし、依然として参画が不十分な状況があり、さらなる取り組みが必要である。</li> <li>・性別や年齢に関わりなく、広く市民に提供できる関係法令・制度等について、労働局等から配布されたリーフレットの設置、広報誌への掲載等を行った。</li> <li>・女性農業者の研修会等に参加し、女性農業者の現状や困りごと、農業経営の成果を知ることができた。</li> <li>・リスクリング研修会に参加した女性農業者の知識向上・学び直しの機会を提供した。</li> <li>・企業の事業主や管理職の方等の参加者が、人口減少に伴う企業等の人材不足等を解消するためには、「誰もが働きやすい就業環境」づくりに取り組み、女性の継続雇用や正規雇用化など、特に潜在的な女性の労働力を活用していく必要性を学ぶ機会となった。</li> <li>・市内企業の事例発表やワークショップを通じて、交流や情報交換の場を提供できた。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も家庭生活における男女共同参画」が推進されるよう情報誌等を活用した啓発に努める。</li> <li>・町内会連絡協議会と連携し、町内会役員の男女共同参画意識の醸成に努める。</li> <li>・今後は、地域の方針決定過程における女性の参画を促進するため、女性委員の登用を進めるとともに、参加しやすい環境整備を推進していく。</li> <li>・県や国(労働局等)から周知依頼があった講座等のリーフレットを窓口に設置し、併せて広報誌やホームページへの掲載を行う。</li> <li>・引き続き、女性農業者の研修会等に参加する。</li> <li>・リスクリング研修会へ女性農業者に参加していただき、女性農業者の知識向上・学び直しの機会を提供する。</li> <li>・誰もが性別に関わらず、働きがい、生きがいを持てる職場環境づくりを目指すため、引き続きセミナー等を開催し企業等の取組を支援していく。</li> <li>・引き続き、あらゆる場において女性の参画拡大に向けた取組を行っていく。</li> </ul>

## 施策の方向 2 女性の能力発揮のための支援

具体的施策	女性の人才培养とキャリア形成支援
施策の内容	あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性の人才培养、キャリアアップやネットワークづくりに向けた支援に取り組みます。
実施事業	46 キャリアアップに関するセミナー等の開催及び情報提供(市民課)
	47 女性が奏でるまちづくり事業の実施【再掲】(市民課)
	48 市女性職員の研修参加促進(総務課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性応援セミナー(働いているまたは働きたいと思っている女性が対象)・2回延べ36人</li> <li>○女性が奏でるまちづくり事業</li> <li>・「わたし」×未来を切り拓くワークショップ(4回延べ81人)</li> <li>○自治大学校への派遣実績:1名</li> <li>○県等の外部機関への派遣実績:2名</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーを通じて、参加者が自分らしさや自分にできることを見つけて、新たに挑戦しようという気持ちを育み、女性の人才培养とキャリア形成に寄与することができた。</li> <li>・参加者が様々な分野で活躍するロールモデルの話を聴いたり、参加者同士での交流を育んだりする中で、自分自身の内面と向き合いながら、具体的な活動実践に繋げていきたいと意欲を高め合い、女性が活躍できる風土づくりを促すワークショップを実施できた。</li> <li>・自治大の幹部候補職員を養成する専門的研修や、県等の外部機関へ派遣し、人材育成に努めた。</li> <li>・積極的に応募する職員が少ない。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、あらゆる場において女性の参画拡大に向けた取組を行っていく。</li> <li>・引き続き自治大への派遣、外部機関への派遣を行う。</li> </ul>

具体的施策	女性の就業・起業等への支援
施策の内容	女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得、再就職・新規就業や起業へのチャレンジを希望する女性への情報提供、専門知識の習得等の支援に取り組みます。
実施事業	49 起業・創業等のための相談支援、各種セミナーの開催(商工振興課)
	50 就農相談会の開催(農政課)
	51 国・県等の女性の再就職支援・新規就業に関する情報の広報啓発(商工振興課)
	52 合同企業説明会の実施(商工振興課)

評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○起業創業のための相談対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者数52人(うち女性28人)</li> </ul> </li> <li>○起業創業のための創業支援セミナー・交流会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大隅ゆるっと女子会参加者数(県よろず支援拠点・政策金融公庫との共催) 33人(女性のみ)</li> <li>・自分らしい働き方・起業応援事業セミナー19人(うち女性18人)</li> <li>・自分らしい働き方・起業応援事業交流会 50人(うち女性40人)</li> </ul> </li> <li>○就農相談会に参加した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・かごしま就農・就業相談会(R6.8.24 鹿児島市 相談者2組)</li> </ul> </li> <li>○広報かのや及びホームページでの情報提供を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的職業訓練各種 ・女性のための再就職支援セミナー</li> </ul> </li> <li>○地元就職を希望する全ての男女に、地元企業と直接接する機会を作り、雇用促進を行った。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数2回(鹿屋市合同企業説明会、大隅地域合同企業説明会)</li> <li>・出展企業延べ数180社 ・来場者数延べ1,144名 ・雇用マッチング数(公務員除く)45名(鹿屋市合同企業説明会)</li> </ul> </li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度における女性起業者は6人(産業振興課へ企業相談の上実際に企業された方9人中)</li> <li>・産業支援センターにおける創業の相談者数の女性の比率は53.8%(52人中28人)で女性の創業意欲は高いことが伺える。</li> <li>実際の開業につながるように細かなフォローアップが必要。</li> <li>・就農相談会で面談した就農希望者に本市農業や移住施策等の情報提供を行った。</li> <li>・性別や年齢に関わりなく、広く市民に提供できる職業訓練講座等の開催や雇用に関するセミナー開催案内など、労働局や県等から配布されたリーフレットの設置、ホームページへの掲載等を行った。</li> <li>・性別や年齢に関わりなく、多数の方に地元企業のPRを行い、新規雇用の創出に繋がった。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も創業希望者への相談業務を行い、起業しやすい環境づくりに取り組む。</li> <li>・起業・創業希望者を対象とした鹿屋市と共に大隅サテライトアクションアカデミーの開催(年12回開催予定)</li> <li>・引き続き就農相談会に参加し、就農を希望する方への情報提供を行いながら、新規就農者の獲得に努める。</li> <li>・県や国(労働局等)から周知依頼があった講座等のリーフレットを窓口に設置し、併せて広報誌やホームページへの掲載を行う。</li> <li>・今後も合同企業説明会を実施し、地元企業と直接接する機会を作り、雇用促進を図る。</li> </ul>

## 重点目標III 一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり

## 施策の方向 1 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	生活上の困難に直面する女性等への支援
施策の内容	生活困窮状態や社会的孤立の状態にある女性等が安心して暮らし、自立した生活ができるよう支援を行います。
実施事業	53 国民年金の諸手続き時における支援措置(市民課)
	54 かわいい孫への贈り物事業(子育て支援課)
	55 児童扶養手当支給事業(子育て支援課)
	56 ひとり親家庭医療費助成事業(子育て支援課)
	57 母子寡婦福祉資金貸付制度の相談、受付や母子自立支援員による指導等(子育て支援課)
	58 自立支援教育訓練給付金事業(子育て支援課)
	59 高等職業訓練促進給付金事業(子育て支援課)
評価	A
実績	<p>○配偶者からのDV被害者に対する措置として        ・必要な手続きの案内、基礎年金番号の変更申し出の案内        ・配偶者の所得額に関わらず、DV被害者の前年度所得のみによる免除審査</p> <p>○交付件数: 707件</p> <p>○出生数に対する交付件数の割合: 105.6% ※R6.4～R7.3の出生・転入(1歳未満): 669人</p> <p>○ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、低所得世帯に対し児童扶養手当を支給した。        [児童扶養手当支給事業]・支給者数: 1,270人</p> <p>○ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るため、低所得のひとり親家庭の医療費を助成した。        [ひとり親家庭医療費助成事業]・助成件数: 26,077件</p> <p>○母子寡婦福祉資金貸付制度に関する相談対応の実施。(相談件数: 47件)</p> <p>○8月に実施する現況届の際に、チラシの配布及び相談ブースを設置した。</p> <p>○ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、母(父)子家庭の母(父)が職業能力開発のための講座(ホームヘルパー養成講座等)を受講した場合、受講料の一部を助成するもの        [自立支援教育訓練給付事業] : 0名</p> <p>○ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、母(父)子家庭の母(父)が看護師、介護士などの資格を取得するために養成機関に修業する場合、生活の支援のための給付金を支給した。        [高等職業訓練促進給付金事業] : 14名</p>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者支援のため、相談内容に応じ適切な指示を行った。</li> <li>・引き続き、DV支援担当課との連携を図る必要がある。</li> <li>・育児用品購入助成券の申請は、対象児童が満1歳になる日の前日まで申請が可能である。そのため、出生した年度と交付申請をする年度が異なるケース(例: 令和6年3月に出生し、令和6年4月に申請)が発生しており、年度内処理(100%配布)ができない場合がある。なお、今年度の申請率は前述の理由(出生の翌年度に交付申請が可能)により、100%を超えている。</li> <li>・児童扶養手当の支給により、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することができた。</li> <li>・ひとり親家庭医療費の助成により、ひとり親家庭の生活の安定と福祉増進に寄与することができた。</li> <li>・母子寡婦福祉資金貸付の相談件数は47件と多く、県と連携しながら相談対応を実施した。</li> <li>・相談件数は多かったが、最終的に申請まで進んだのが1件と少なかった。</li> <li>・ひとり親家庭の母又は父の職業能力開発を支援することにより、生活の安定と自立促進を図ることができた。しかし、ハローワークでも同様の事業があり、その事業に漏れた者が対象となることから、本事業による助成希望は少なかった。</li> <li>・ひとり親家庭の母又は父の資格取得と就業を支援することにより、生活の安定と自立促進を図ることができた。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援措置に関する制度熟知、適切な案内</li> <li>・継続的な支援を実施する。</li> <li>・ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、継続して事業を行う。</li> <li>・ひとり親家庭の母又は父及びその児童や、父母のいない児童の医療費の自己負担額について、児童が高校を卒業するまでの期間において全額助成する。</li> <li>・引き続き県と連携しながら、窓口に来られた方に対して、案内ができる体制を整える。</li> <li>・8月の現況届の際には相談ブースを設置する。</li> <li>・ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、職業能力開発の受講ニーズに応じた支援を継続して行う。</li> </ul>

具体的施策	高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援
施策の内容	高齢者、障がい者等が安心して暮らし、意欲や適性に応じた社会参画・自立した生活ができるよう支援を行います。取組の実施に当たっては、男女の身体的性差やニーズの違いを踏まえた配慮を行います。
	60 身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、相談員による相談支援〔相談支援事業〕(福祉政策課)
	ボランティア奉仕員養成講座(手話奉仕員養成・点訳、音声訳(テープ録音)奉仕員養成、要約筆記奉仕員養成など、各講習会)の実施(福祉政策課)

実施事業	62 意思疎通支援事業（各奉仕員の派遣事業）の実施(福祉政策課)
	63 在宅福祉アドバイザー整備事業等による地域の見守り体制構築(高齢福祉課)
	64 介護保険制度の広報啓発〔再掲〕(高齢福祉課)
	65 高齢者の就業促進(高齢福祉課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障がい、知的障がい、精神保健福祉に関し、肝属地区障がい者基幹相談支援センターの相談員を中心とする相談支援を行った。</li> <li>・肝属地区障がい者基幹相談支援センターへの相談人数(鹿屋市分のみ) 延べ相談人数 3,625人</li> <li>○各種ボランティアの育成を支援した。[地域生活支援事業] <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会へ委託し、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成を行った。</li> <li>・手話奉仕員養成講習会入門基礎:46回30人 ・点訳奉仕員養成講習会: 20回7人</li> <li>・音声訳奉仕員養成講習会: 10回5人 ・要約筆記奉仕員養成講習会: 11回3人</li> </ul> </li> <li>○聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図るために、社会福祉協議会を通じて手話通訳者や要約筆記者を派遣し、病院受診や冠婚葬祭等への出席、生涯学習活動への参加など、日常生活の支援及び社会参加の促進を図った。</li> <li>・派遣回数:34回</li> <li>○在宅福祉アドバイザーが、高齢者や障がい者など援護を必要とする方々に対し、声かけ・見守りを行うほか、民生委員や高齢福祉課等への繋ぎ役を担う。</li> <li>・在宅福祉アドバイザー配置数:220人 ・見守り対象者数:931人</li> <li>○各種支援制度の広報誌への掲載</li> <li>○市ホームページの充実(介護予防関連)</li> <li>○出前講座での広報啓発(9回、受講者数226人)</li> <li>○介護予防教室等での広報啓発</li> <li>○高年齢者の就業機会の創出及び現役世代の雇用環境向上のため、鹿屋市シルバー人材センターに対して事業費等の一部を補助</li> <li>・補助金額:22,010千円 ・会員数:668人(312人) ※括弧内は女性会員数 ・就業実人員:720人</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスにおける相談支援等と、基幹相談支援センター専門員による相談支援を組み合わせることにより、高度かつ、きめ細かな相談支援の充実を図ることができた。</li> <li>・各種ボランティアの養成により、障害者が社会参加しやすい環境づくり及び市民の主体的な社会貢献活動を推進することができた。課題として講習会への参加者が減少傾向にある。</li> <li>・手話通訳者等の派遣により、障がい者が社会参加しやすい環境づくり及び市民の主体的な社会貢献活動を推進することができた。</li> <li>・見守りや声かけを行う中で、専門職の介入やサービスの導入が必要と判断されるケースについては、民生委員や地域包括支援センター等の関係機関と情報共有を図り、必要な支援へ繋ぎを担っている。</li> <li>・在宅福祉アドバイザーの約89%が女性であるため、未配置地区の解消と併せて男性の在宅福祉アドバイザーの活動(委嘱)を促進する必要がある。</li> <li>・出前講座、介護予防事業等への男性の参加者が少ないとから、男性にも介護保険制度はもとより、介護予防等にも意識を持ってもらえる工夫を検討する必要がある。</li> <li>・シルバー人材センター会員数は、横ばいで推移しているが、女性会員数は増加を続けている。また、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対し、就業の場の提供ができた。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、本事業を通じて障がい者に対する相談支援体制の充実及び利便性の確保を図っていく。</li> <li>・障害者の社会参加と市民の主体的な社会貢献活動を支援するために、手話奉仕員等のボランティアの養成を推進する。</li> <li>・手話通訳者等の派遣登録者数の増加を目指すとともに、派遣の内容や方法、派遣者の待遇等の見直しを図る。</li> <li>・今後も同様の活動を継続する。</li> <li>・広報誌やホームページ等の媒体を活用し、引き続き広報啓発に努める。</li> <li>・就業を通じた社会参加により、生きがいや社会・地域と関わりを持ち続け、地域の担い手として活躍できる場を提供できるよう、シルバー人材センターと連携した取組に努める。</li> </ul>
成果及び課題	
今後の取組予定	

具体的な施策	複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援
施策の内容	高齢者、障がい者、在住外国人、性的少数者、子ども・若者等様々な要因により複合的な困難や課題に直面しやすい人々が安心して暮らせるよう支援を行います。
実施事業	66 情報誌、リーフレット等による人権尊重に関する啓発(市民課)
	67 性的少数者当事者の相談窓口の周知(市民課)
	68 在住外国人に対する日常生活支援体制の構築(政策推進課)
	69 国際交流員や、鹿屋市国際交流協会を活用した外国の異文化への理解促進(政策推進課)
	70 次代を担う子ども・若者への包括的な支援(こども家庭課)
評価	A

<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「Kanoya男女共同参画News」の発行(年4回、各5,000部)</li> <li>・配暴センター連絡先(4回)、女性に対する暴力をなくす運動情報(1回)</li> <li>○市ホームページ、係インスタグラム等での情報提供</li> <li>○男女共同参画講演会・性の多様性をテーマとした講演会 46人</li> <li>○人権週間(12月)やパートナーシップ宣誓制度導入に伴うパネル展示、街頭啓発活動</li> <li>○女性に対する暴力をなくす運動期間の展示及び街頭啓発</li> <li>○国際女性デーにおける関係団体等と連携した街頭啓発(市内商業施設等)</li> <li>○男女共同参画に関する展示及びチアトイレの取組時のチラシ配布</li> <li>○人権パンフレット(相談窓口記載)を配布</li> <li>○出前講座において、にじいろおおすみを紹介</li> <li>○人権週間における街頭啓発活動において、にじいろおおすみと協力して周知啓発</li> <li>○市が作成した「外国人のための生活便利帳」を用いて、市内在留外国人が困ったときの相談窓口や行政サービス等について周知を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・【発行言語(6か国語)】ベトナム語、タガログ語、中国語、英語、タイ語、インドネシア語</li> </ul> </li> <li>○国際交流員が、外国人に向けた各種行政手続等の支援を行った。</li> <li>○外国人に対する日本語学習及び生活相談の支援を行ってきた「NPO法人マザリープロジェクト(あいうえおおすみ)」に業務委託する形で、日本語学習支援に取り組んだ。</li> <li>○関係機関(外国人総合相談窓口(鹿児島県設置))との連携を図り、在留外国人の相談窓口の周知を図った。</li> <li>○国際交流員</li> <li>・みんなの異文化交流ひろば(計23回)を開催し、日本語や地域について学びたい外国人住民と外国文化や英語を学びたい日本人住民が互いの文化等を教え合い、交流を行った。英語のことわざやアメリカのコミックス、感謝祭などをテーマに、外国文化への興味関心を深め、国際性豊かな人材育成及び多文化共生社会の実現の推進を図った。</li> <li>○鹿屋市国際交流協会</li> <li>・外国人日本語スピーチコンテスト及びクリスマス「お菓子の家づくり」等を開催、かのや夏祭り総踊りにも参加し、異文化への理解を深め、多文化共生の推進を図った。</li> <li>また、夏季交流会や新年交流会を実施し、地域住民と外国人による交流機会を設け、地域における国際交流の促進を図った。</li>   <li>○・健康相談会:28回 80人 ・相談室随時相談 来所: 6人 ・電話相談:14人</li> <li>○令和6年度から、妊娠・出産期から子育て期まで、切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」と配偶者からの暴力の相談や被害者の支援を行う「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持つこども家庭課が新設された。児童虐待や配偶者暴力等の相談支援について、児童福祉、母子保健、女性相談において連携して相談支援を行った。</li> <li>・家庭児童相談件数 1,963件 女性相談件数 1,337件</li> <li>○生活費、求職活動、病気や障害、家賃やローン、住居、債務、ひきこもり等の相談支援を行った。</li> <li>・【相談件数】 延べ343件(男性:189人、女性:153人、不明1人)</li> <li>○鹿屋市高齢者虐待等防止ネットワーク推進協議会の開催(R6.7.19)</li> <li>○令和6年度鹿屋市指定介護保険サービス事業者集団指導において資料掲載</li> </ul>
<p>成果及び課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Kanoya男女共同参画News」では、配偶者暴力相談支援センターの連絡先を掲載し、DVに悩んでいる人々への周知を行った。係のインスタグラムを活用し、人権尊重に関する情報発信を行った。</li> <li>・各種相談窓口を掲載したパンフレットを、出前講座や街頭啓発活動において配布した。</li> <li>・出前講座や街頭啓発活動において、性的マイノリティの相談先となり得るにじいろおおすみを紹介した。</li> <li>・電話での問い合わせがあった際は、県などの機関を紹介した。</li> <li>・「外国人のための生活便利帳」を用いた行政サービス等の周知や、外国人を対象にした日本語学習支援を行うことにより、市内在留外国人が、国籍や性別、言語の違いに関わらず安心して暮らせるよう、日常生活の支援に繋げた。</li> <li>・外国人と地域住民が交流を通して互いの文化等の違いを理解し、国籍や地域に関係なく地域社会の一員として共生する多文化共生社会についての理解を深めた。</li> <li>・令和6年度からこども家庭課(こども家庭センター)を新設し、社会福祉士、保健師等の専門員を配置し相談機能を強化した。</li> <li>・関係機関と連携し、児童虐待に関する相談対応やヤングケアラーの相談支援等を行った。</li> <li>・相談業務にあたる関係者や相談員に対して、男女共同参画に関する情報提供を行っていく必要がある。</li> <li>・関係機関と連携し、児童虐待の防止と救済に向けた取組を推進し、児童虐待の早期発見と早期対応を行い、児童虐待の防止に努めた。</li> <li>・関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性やDV被害者等の支援を行った。</li> <li>・相談者の困窮の程度や内容に応じて、生活困窮者自立支援制度を活用し、引き続き、重層的な支援の強化を行うことが必要である。</li> <li>・福祉・医療・警察・民生委員等各分野からの委員が、高齢者虐待の状況について共通認識を持ち、早期発見や対応策等について協議し、関係機関の連携を強化することができた。</li> <li>・介護サービス等の福祉サービスを利用せず、地域との関わりがなく、自分で発信することができない方の早期発見が課題である。</li> </ul>

今後の取組 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点を踏まえて取り組む。</li> <li>・出前講座においては、にじいろおおすみの紹介とともに、窓口を周知する。</li> <li>・パンフレットを引き続き配布する。</li> <li>・引き続き「外国人のための生活便利帳」の市窓口や技能実習生受入企業等への配布や 市HPでの案内を行うことに加え、市内在留外国人が必要な情報をより入手しやすい環境と体制を整備していく。</li> <li>・市内在留外国人による日本語の学習機会の提供や生活支援等を充実させ、本市で安心して生活できる環境づくりを推進する。</li> <li>・今後も引き続き、国際交流員や鹿屋市国際交流協会の活動を通じて多文化共生社会の推進を図るとともに、異文化交流イベント等を開催する際は、国籍や性別等に関係なく、様々な人々が参加できるよう、これまで以上に配慮して取り組む。</li> <li>・子育てに不安を抱える世帯の支援や子どもの居場所づくりなどの支援の強化を図る。</li> <li>・事業継続</li> <li>・児童虐待の防止や児童虐待の早期発見に向けて、関係者によるネットワーク強化を図る。</li> <li>・支援員等のスキルアップや相談対応等の能力向上等のために、引き続き研修等を行う。</li> <li>・今後も虐待などの疑いのある事案に対して迅速に対応出来るよう、高齢者虐待等防止ネットワーク推進協議会等にて協議し、情報共有を図る。</li> <li>・各事業所への高齢者虐待等防止ネットワークの周知を市ホームページ等を通じて行って行く。</li> </ul>
-------------	--

## 施策の方向 2 防災の分野における男女共同参画の推進

具体的施策	防災・復興体制への女性の参画拡大
施策の内容	地域における多様な住民の視点を反映させるため、防災、復旧や復興に関わる政策・方針決定過程や防災の現場への女性の参画を推進します。
実施事業	72 女性消防隊活動の促進(安全安心課) 73 消防団や自主防災組織等における女性の参画促進(安全安心課)
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鹿屋地区教養訓練への参加(12名)</li> <li>○防火パレードへの参加(4名)</li> <li>○鹿屋地区女性団員クロスロード研修(50名)</li> <li>○新入団員研修(6名)</li> <li>○台風十号に伴う避難所勤員</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性隊員が訓練等に参加することにより、様々な視点での訓練、広報周知ができた。</li> <li>・女性隊員の視点を活かした消防団活動の実施。</li> </ul>
今後の取組 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に女性隊の定例会を行い、女性隊特有の戸別訪問や広報巡回活動を実施する。</li> <li>・火災現場などで被害者に寄り添い、精神的なサポートを行うためにも、定期的に訓練等を実施する。</li> </ul>

具体的施策	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進
施策の内容	避難所運営や災害時に備えた物資の備蓄などの場面において、地域の実情や男女のニーズの違いに配慮する等、男女共同参画の視点に立った取組を行い、地域防災力の向上に努めます。
実施事業	74 女性や多様な立場の人に配慮した物資備蓄及び避難所運営マニュアル整備の推進(安全安心課) 75 男女共同参画の視点を踏まえた防災教育の推進(安全安心課)
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物資備蓄 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に策定した備蓄計画に基づき、トイレ処理セット(2,000個)、紙おむつ(大人252枚、子供800枚)、生理用品(860枚)、トイレットペーパー(640ロール)、粉ミルク(60箱)を購入。</li> </ul> </li> <li>○避難所配備要員の女性登用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点から令和3年度より指定避難所の避難所配備要員に女性職員の配備を行い、積極的な女性の参画を行っている。</li> </ul> </li> <li>○防災マップ活用、地区防災マップ作成、防災授業、避難訓練、危険個所点検等の内容で、町内会(12町内会)、学校関係(3校)、その他団体(36団)合計36団体において防災出前講座を行った。</li> <li>○鹿屋市地域防災リーダー83名中14名女性リーダーに登録。</li> </ul>

成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市備蓄計画への女性用品の追加。</li> <li>女性に配慮した避難所レイアウト作りなど、男女共同参画の視点を反映した避難所運営。</li> <li>管理運営マニュアルの継続的な見直し。</li> <li>女性が避難所を運営する際の不安要素がある。(セクハラ、身体的不安)</li> <li>関係者の理解を図る周知</li> <li>男女共同参画を意識しつつ、出前講座の開催。</li> <li>女性の地域防災リーダー促進</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿屋市防災会議における女性委員の割合を増やす取組を行う。</li> <li>避難所運営における女性の参画。</li> <li>女性に配慮した備蓄品の確保。</li> <li>避難所運営における女性の参画。</li> <li>女性の地域防災リーダー促進。</li> </ul>

#### 重点目標IV 生涯を通じた健康支援

## 施策の方向 1 生涯を通じた包括的な健康支援

具体的な施策	生涯を通じた心身の健康支援
施策の内容	全ての人が生涯を通じて、心身の健康を享受できる機会が確保できるよう、男女の性差に配慮した相談対応や検診受診率の向上、健康教育等に取り組みます。
実施事業	76 心の健康相談、また児童生徒を対象に「いのちの授業」を実施（自殺対策強化事業）（健康増進課）
	77 健康の保持増進のために健康相談、健康教育の実施（健康増進事業）（健康増進課）
	78 疾病の早期発見、早期治療を図るために各種検診を実施（健康診査・がん検診事業）（健康増進課）
	79 健診結果にもとづき、特定保健指導を実施（特定保健指導事業）（健康増進課）
	80 産後ママのための骨盤エクササイズ教室の実施（健康増進事業）（健康増進課）
	県民健康プラザ健康増進センターとの連携による健康づくり運動支援（鹿屋ヘルスアッププラン21推進事業）
	81 （健康増進課）
	82 高齢者の健康、介護予防に対する意識啓発の実施（高齢福祉課）
評価	A
実績	○こころ及び精神的な悩みを本人や家族が相談できる場の提供や、必要とする支援を受けられるよう健康相談等を実施した。 ・こころの健康相談 定期（毎月20日）と随時（電話・面接等） 定期：12回・22人 随時：延206件 ・思春期相談 17回・延17人 ○児童生徒を対象に「いのちの大切さ」や「自己肯定感を高める」ことをテーマにした外部講師による教育を実施した。 ・いのちの授業：25回・1,909人 助産師等による講話：16回・1,856人 ○健康の保持増進のために健康相談、健康教育を実施した。 【相談】 ・健康相談会 28回 80人 ・相談室 随時相談 来所6人 電話相談14人 【教育】 ・かのやん体操 42回 5,800人 ・60代60分ウォーキング教室 10回 155人 ・高齢者学級等 12回 178人 ・骨盤エクササイズ教室 22回 183人 ・30代健康教室 10回 155人 ・30代健康きっぷ（増進センター利用） 実23人 延103人 ○がんの早期発見・早期治療を図るために各種検診を実施した。 【受診者数】 ・肺がん：5,260人 ・胃がん：2,593人 ・大腸がん：4,741人 ・乳がん：5,150人 ・子宮頸がん：5,170人 ・腹部超音波：4,975人 ・骨粗しょう症：4,198人 ・前立腺がん：2,438人 ・基本健診：37人 30代健診：294人 ○健診結果にもとづき、生活習慣病予防・重症化予防を目的に、住民がセルフケア能力を身につけられるよう保健師、管理栄養士、健康運動指導士による、指導・支援を行った。 ・健診結果個別相談会 63回 429人 ○産後の女性の健康づくりのための健康教室（産後ママのための骨盤エクササイズ教室）を実施。 【健康増進事業】・実施回数：22回 参加者数：183人
	○市民健康づくり講座を実施 ・目的 ①健康づくり意識の普及と向上 ②健康づくり活動の推進 ③健診受診勧奨 ④健康づくりに関する正しい知識の習得 ・事業内容・運動・栄養・休養に関する講話と運動実践を組み合わせた講座 ・受講対象者 16歳以上の市民 ・8回実施 127人参加 ○介護予防・日常生活支援総合事業として、65歳以上の高齢者の方を対象に以下の支援を行った。 ・高齢者運動サロン：16団体 ・介護予防教室：290教室、延べ3,374人 ・介護予防普及啓発事業：延べ1,787人 ・高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）：実利用者数14人（内訳：男性4人、女性10人）
	・相談内容により、関係課・関係機関と連携し対応できた。 ・小・中・高校生に対し、いのちの大切さや、自己肯定感を高める教育を実施することで、個人（いのち）を尊重することの重要性を伝えることができた。 ・世代を問わず、男女の性に関する理解促進が深まるよう取り組むことが課題である。 ・若い世代から高齢者まで、各種教室や相談による事業を実施することができた。今後も必要に応じて、関係機関と連携を図っていきたい。 ・レディース健診の継続実施により、女性が安心して受診できる体制づくりを行うと共に、若年層から継続した心身の健康保持増進のために企画調整を行い実施している。 ・本人が健診結果をもとに生活を振り返り、生活習慣の改善や自己管理につながった。特定保健指導対象者のうち、男性は改善率が高いが継続率が低いという課題や女性は育児や介護等で生活を変えにくい状況があるため、保健指導の実施方法やフォローメンテナンスについても工夫していく必要がある。 ・母親の支援を通して産後の身体の不調に気づき、改善する為のエクササイズを学ぶ場になっている。はじめての子育てに不安を感じたり、毎日の目まぐるしい生活から少し開放され自分時間の確保ができ、ストレス発散や他者との交流の場になり心身のリラックス効果に繋がった。 ・自分らしい生活を維持しつつ、健康づくりを行っていくために必要な知識の普及と意識の向上を図った。 ・集団を対象とした運動指導だけでなく、個別や小集団を対象とした介護予防の普及啓発等にも取り組んでおり、その中で相談対応も行うことで性別に関係なく、個々のニーズに対応している。
	成果及び課題

今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も継続して事業を行う。</li> <li>今後も男女問わず、よりよい受診機会や受診環境を提供できるように、関係機関と細やかな調整を図りながら事業を整備していく。</li> <li>今後も継続して実施する。※健診結果個別相談会 年53回実施予定</li> <li>家族と健康を共有できるヒントも交えながら継続して実施する。</li> <li>健康増進センターとの連携による、健康づくり処方に基づく、健康づくりの運動支援を引き続き実施する。</li> </ul>
---------	--

具体的施策	男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進
施策の内容	生涯にわたる健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連することから、全ての人がスポーツを楽しむことができるよう、運動機会の提供を図ります。
実施事業	83 みんなで楽しむスポーツライフ推進事業の実施(市民スポーツ課) 84 総合型地域スポーツクラブ活動事業の実施(市民スポーツ課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、市民総ぐるみのスポーツ活動支援に努め、生涯スポーツの振興を図るため生涯スポーツ推進事業を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・くしら桜まつりジョギング大会 申込者数 570人(うち女性:208人)</li> </ul> </li> <li>○各種スポーツ教室や大会の開催、市民が気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の形成を図るため、総合型地域スポーツクラブ活動事業を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種スポーツ教室等開催 種目数:12種目 19コース 会員数:2,408人(うち女性:1,096人)</li> </ul> </li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別や年齢に関係なく、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会を提供し、心身ともに健康的な生活の支援を行った。</li> <li>・各種スポーツ施設整備の充実を図り、スポーツやレクリエーション活動の普及に努め、生涯スポーツの推進を図った。</li> <li>・性別や年齢に関係なく、誰もが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現に向け、各種スポーツ教室や大会等を開催する「かのや健康・スポーツクラブ」に事業補助を行い、市民の生涯にわたる心身の健康づくりの支援を行った。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各種スポーツイベントを開催し、市民が気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の構築に努める。</li> <li>・引き続き、「かのや健康・スポーツクラブ」など総合型地域スポーツクラブと連携しながら、スポーツイベントや教室などの周知啓発に取り組み、誰もが参加しやすい生涯スポーツ社会の構築に努める。</li> </ul>

**施策の方向 2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえた妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進**

具体的施策	性を理解・尊重するための教育・学習の推進
施策の内容	全ての人がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう教育・学習に取り組みます。また、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」についての普及啓発に取り組みます。
実施事業	85 エイズ予防のための講演会、学習会の実施（エイズ予防事業）(健康増進課) 86 発達の段階に応じた保健学習の充実(学校教育課) 87 児童・生徒等への教育啓発の充実(学校における「生命（いのち）の安全教育」の実施等)(学校教育課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エイズや性感染症等に関する正しい知識の普及啓発を行うことで、エイズや性感染症予防の関心を高めるとともに、エイズに対する偏見や差別のない地域づくりを推進した。合わせて、清潔保持や二次性徴などの教育を通して、自分の体を正しく知り、自分らしく生きるという生と性の学習を深めた。</li> <li>(対象) 市内の小学校、中学校、高等学校の児童生徒、保護者、教職員等</li> <li>(実績) エイズ予防事業 計85回、6,347人</li> <li>(内訳:小学校 52回 2,277人、中学校 25回 2,578人、高校 4回 1,413人、教職員 1回 29人、保護者 3回 50人)</li> <li>○小学校体育科保健領域における保健学習           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な生活(3年)・体の発育・発達(4年)・心の健康(5年)・けがの防止(5年)・病気の予防(6年)</li> </ul> </li> <li>○中学校保健体育科保健分野における保健学習           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な生活と疾病の予防(1年、2年、3年)・健康と環境(3年)</li> <li>・心身の機能の発達と心の健康(1年)・傷害の予防(2年)</li> </ul> </li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの学校の実情・課題に合わせ、学年合同やクラス別等講演の実施方法について、講師と担任、養護教諭で協議し、工夫した。</li> <li>・小学4年と中学1年で体の発育・発達に関する学習することになっている。小学校・中学校の発達段階に応じた学習を行っている。</li> <li>・性を理解・尊重する学習に関しては、保健学習だけではなく、特別活動や各教科において相互に関連させる指導や助産師や保健師等の外部人材を活用した学習を取り入れる必要がある。</li> </ul>

今後の取組 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も継続して事業展開を図る。</li> <li>研修会や研究授業等をとおして、授業改善を図り、内容の充実に向け取り組む。</li> </ul>
-------------	---

具体的な施策	安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進
施策の内容	妊娠・出産から産後・育児期にわたり、それぞれの段階に応じた健康管理への支援を充実させ、安心して子どもを生み育てるための環境を整えます。
実施事業	88 子育て世代支援センターの設置による切れ目のない支援の実施(こども家庭課)
	89 (母子手帳発行、妊婦訪問)(こども家庭課)
	89 (パパママ教室、母子相談、妊婦健診) (健康増進課)
	90 (産婦・新生児訪問、産後ケア)(こども家庭課)
	90 (こんにちは赤ちゃん訪問、育児教室)(健康増進課)
	91 (各種予防接種、乳幼児健康診査、歯科保健事業)(健康増進課)
	92 助成事業の実施(未熟児訪問養育医療給付事業)(こども家庭課)
	92 助成事業の実施(不妊治療費助成事業)(健康増進課)
	93 認可外保育所に入所している児童へ健康診断費の助成【認可外すこやか健診事業】(子育て支援課)
評価	A
実績	<p>○すべての妊婦・子育て世帯が、安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目がない相談支援等を行った。</p> <p>【母子健康手帳交付数】:703件 【ハイリスクプラン作成数】:妊婦:173件・乳幼児:64件・産婦:67件  【来所相談】:妊産婦:226人 乳幼児:135人 【電話相談】:妊産婦:530人 乳幼児:323人</p> <p>○安心して出産・子育てができるように、母子健康手帳を交付時に個別面談を行ったほか、助産師及び保健師による妊婦訪問や産後の母乳相談支援等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【母子健康手帳交付数】:703件 ・【妊婦訪問】:39件 ・【母乳相談】:90組</li> <li>○子どもの発達・発育や子育ての悩みを気軽に相談できる人の存在や場や機会を設け、安心して子育てできる環境や育児不安の軽減を図る支援体制を確保した。</li> <li>・パパママ教室:222件 ・妊婦健診:7,949件 ・産婦健診:1,157件 ・新生児聴覚検査:599件</li> <li>・母子相談(4地区合計):890件 ・母乳相談(鹿屋地区のみ):89件</li> <li>○妊娠中及び出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を実施した。</li> <li>・【妊婦訪問】:39件 ・【新生児訪問】:629件</li> <li>・【産後ケア事業】</li> </ul> <p>(訪問型):実127人 延190人 (日帰り型 R6開始):実20人 延54人 (宿泊型):実 49人 延78人 延日数194日</p> <p>○子どもの発達・発育や子育ての悩みを気軽に相談できる人の存在や場や機会を設け、安心して子育てできる環境や育児不安の軽減を図る支援体制を確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こんにちは赤ちゃん訪問:485件 ・離乳食教室:98件 ・あかちゃんふれあい交流会:54人 24組</li> </ul> <p>○乳幼児健康診査:健やかな乳幼児の心身の発育、発達及び疾病等の早期発見、乳幼児の健康の保持増進を図るため健診を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3か月児健診647人(100%)、7か月児健診627人(89%)、1歳6か月児健診724人(97%)、2歳児歯科 757人(95%)、3歳児健診875人(97%)</li> <li>○歯科保健事業:口腔への健康意識の向上を図るために、市健康づくり計画及び8020運動の一環として、各ライフステージに合わせた指導を行った。</li> <li>○歯つぶい教室 81件(6,268人)、8020表彰44名</li> <li>○予防接種:予防接種費の助成による経済的負担の軽減及び予防接種による健康の保持・増進を図った。(以下述べ人数)  ・MR1,531人、五種混合1,671人、四種混合1,081人、不活化ポリオ0人、二種混合835人、日本脳炎3,371人、BCG686人、HPV2,800人、ヒブ982人、小児用肺炎球菌2,689人、水痘1,370人、B肝1,972人、ロタ1,568人、任意成人風しん115人</li> <li>○養育医療申請時の機会をとらえ、母子の状況把握を行った。また、産後の家庭訪問、病院内での保護者面接、児の退院後の家庭訪問等により、母子の不安の軽減に努め、支援機関と連携を図りながら支援を行った。</li> <li>・給付申請件数 実36人 ・訪問指導等 延29人</li> <li>○安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進のため、不妊治療費助成事業を実施した。不妊治療を受けている夫婦に対し医療費を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進に努めた。</li> <li>・不妊治療費助成事業 申請者数:実191件、延199件</li> <li>○第一鹿屋幼稚園:21,600円(内科:515円×24人、歯科:538円×18人) ※差額444円については受益者負担</li> <li>○第一南ん里保育園:4,000円(内科:1,500円×2人、歯科:1,000円×1人)</li> </ul>

成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイリスク妊産婦及び乳幼児に対し、個別にプランを作成し、介入方法を電話及び訪問、来所面談等、対象者に見合った方法を活用することで、助産師や保健師が対象者へより細やかな支援を提供することができた。</li> <li>・妊娠・出産・育児の支援については、母子健康手帳の交付等を両親揃って相談教育を受けられるように予約制を導入したことで、個別による相談や教育を行い、両親と顔の見える関係性づくりや「協力しあえる家族」支援に繋げることができた。</li> <li>・母親の支援を通して、父親の育児参加の情報提供や傾聴を行っている。また、養育環境に応じて支援を実施している。事業実施の場に父親が同席している場合は、同様に育児指導を実施している。パパママ教室(妊婦及び家族対象)の父親の参加も多く、子どもが生まれる前から父親支援の1つとなっている。</li> <li>・R6年度からあかちゃんふれあい交流会を開催し、生後2~3か月の児を育てる家族の交流を感染拡大防止のため、参加人数を制限していたが、できるだけ多くの方に参加してもらえるよう、人数枠を調整する等の工夫をしていくたい。</li> <li>・産後の母親の身体的な疲労感だけでなく、精神的な不安定さに対し、寄り添い、家族支援としてもサポート体制を整えることができるよう支援することができた。産後ケアについては、有償サービスであり、利用者数もまだ多くはない状況である。</li> <li>・月齢が近い保護者どうしが交流できる機会を提供し、現在の困りや悩みを共有を図ることができた。</li> <li>・感染症予防対策で健診同伴(保護者1人)の制限を行い、夫婦での受診は少なかったが、父親が来所している方もおり、夫婦で子育てに取り組んでいる様子がうかがえた。</li> <li>・第1子の妊婦には、積極的にパパママ教室の参加を促し、ほとんどの方が妊婦だけではなく夫婦で参加している。夫婦で育児の準備を整える準備に繋がっていると感じる。</li> <li>・妊娠を希望する女性とその同居者に対する風しんの予防接種助成を行い、先天性風しん症候群の予防につながった。</li> <li>・未熟児や両親に対して、助産師及び保健師による訪問支援等を丁寧に行い育児不安等の軽減に繋げた。</li> <li>・費用の一部助成により、安心して子どもを生み育てられる環境と経済的負担の軽減を図り、少子化対策につながった。</li> <li>・男女共同参画の視点においては、首尾よく実施を行ったが、近年の単価上昇による健診費の上昇があるため留意する必要がある。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度から心理職を配置し、産後うつ等の精神的な不調を抱える妊産婦に対し、より専門的な支援を実施し、妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるよう支援体制を拡充する。</li> <li>・産後ケアにおいては、令和7年度からは、県の産後ケア推進事業を活用し、利用者負担額を無償化することで、産後ケアの必要な母子に対して利用しやすい体制を整え、産後も心身ともに健康で安心して子育てができるよう支援を行う。</li> <li>・今後も継続して事業展開を図る。</li> <li>・引き続き、両親に寄り添い、子どもの育ちに向き合えるよう、関係機関と連携した支援を行う。</li> <li>・引き続き、児童が健やかで健康に育つことができるよう実施していく。</li> </ul>

## 重点目標V 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

## 施策の方向 1 性別に起因するあらゆる暴力を容認しない社会環境の醸成

具体的施策	性別に起因するあらゆる暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進
施策の内容	性別に起因する暴力（配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等）は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるという認識を広く浸透させるための教育、啓発に取り組みます。
実施事業	94 人権相談・女性の人権ホットラインの周知・広報(市民課)
	95 性別に起因する暴力の予防・根絶に向けた広報、啓発の実施(市民課)
	96 「鹿屋市スクール・セクシュアルハラスメント防止に関する指針」の教職員への周知(学校教育課)
	97 児童・生徒等への教育啓発の充実(学校における「生命（いのち）の安全教育」の実施等)【再掲】(学校教育課)
	98 学校における職員研修の実施(学校教育課)
評価	A
実績	○特設人権相談の日程を周知・町内会放送、市広報誌、係Instagram ○各広報媒体により人権週間を周知・市広報誌、係Instagram、ポスター掲示 ○「Kanoya男女共同参画News」の発行(年4回、各5,000部) ・配爆センター連絡先(4回)、女性に対する暴力をなくす運動情報(1回) ○市ホームページ、係Instagram等での情報提供 ○女性に対する暴力をなくす運動期間の展示及び街頭啓発 ○男女共同参画に関する展示及びチアトイレの取組時のチラシ配布 ○国際女性デーにおける関係団体等と連携した街頭啓発(市内商業施設等) ○「鹿屋市立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針」の周知のために、4月中に各学校で研修会を実施するよう指導した。 ・小学校23校(483人)・中学校12校(274人)・女子高(51人) ○県教委の通知文を基に各学校への周知を行った。 ○各学校のハラスメント窓口の教職員に向けて、専門の講師を招き、研修を実施した。 ○小学校体育科保健領域における保健学習 ・健康な生活(3年)・体の発育・発達(4年)・心の健康(5年)・けがの防止(5年)・病気の予防(6年) ○中学校保健体育科保健分野における保健学習 ・健康な生活と疾病の予防(1年、2年、3年)・健康と環境(3年) ○人権同和教育研修に関する校内研修の実施【年3回以上(100%)】 ・教職員の共通理解(学校の人権教育の目標、教師の基本的姿勢、校内の推進体制)(100%) ・鹿児島県教育委員会研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会(12の人権課題について)」、鹿児島県県民生活局男女共同参画室「男女共同参画の視点」の活用(100%) ・外部講師(指導主事、人権擁護員、NPO法人など)の活用(100%) ・校外の各種研修会(県人権・同和教育研修大会、市人権同和教育担当者等研修会)の還流(100%) ・人権尊重の視点に立った定期的(学期1回以上)評価(100%) ・性的マイナリティに関わる研修会、共通理解の実施(100%)
	・町内会の協力をもらうことで、市民に人権相談の周知が出来た。 ・全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を中心に、啓発を行った。 ・Kanoya男女共同参画Newsは、市ホームページや係Instagramに掲載するほか、町内会回覧、女性人材リスト登録者や審議会委員へ送付、市内公共施設へ設置等行った。 ・ハラスメント窓口担当の研修会が実施でき、対応等について理解を深めることができた。 ・8月の不祥事防止月間や各学校の計画に基づいて行われる職員研修に教職員係で出向き、女性の人権に関する研修会の充実を図った。 ・年間を通して、人権教育の実施と職員研修を実施している。 ・小学4年と中学1年で体の発育・発達に関する学習することになっている。小学校・中学校の発達段階に応じた学習を行っている。 ・性を理解、尊重する学習に関しては、保健学習だけではなく、特別活動や各教科において相互に関連させる指導や助産師や保健師等の外部人材を活用した学習を取り入れる必要がある。 ・研修を通して、男女の違いを認め、尊重し、助け合うことのできる社会づくりに向けての意識の高まりが見られた。 ・研修した内容を実践行動につなげていくために、更に自分事として捉えることができるような研修を企画することが必要である。
	・市広報グループと連携し、市民に人権相談の周知を行う。 ・女性の人権ホットラインをはじめ、人権相談について各広報媒体で周知を行う。 ・鹿屋市立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針を、全職員へ周知を継続的に図っていく。 ・市教委の対応窓口として、相談に適時応じ、解決・改善に努める。 ・研修会や研究授業等をとおして、授業改善を図り、内容の充実に向け取り組む。 ・年1回は、外部講師を招聘した研修、参加型の研修、研究授業を通じた指導法についての研修を積極的に行うようにして更に内容を充実させていく。
具体的施策	若年層からの予防啓発の推進

施策の内容	児童・生徒等若年層から「個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識の浸透を図り、男女の人権が尊重される対等な人間関係を学ぶ、暴力の未然防止に向けた教育、啓発を行います。
実施事業	99 中学校、高等学校での人権・データDV防止研修の実施(市民課)
	100 学校における人権教育・男女平等教育の推進(学校教育課)
	101 エイズ予防教室、性教育・いのちの授業の実施(健康増進課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権・データDV防止研修会・中学校9校 高校2校 合計1,074人</li> <li>○教育課程への位置付け <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校が「人権教育の理念」を学校経営方針、教育目標、教育方針、グランドデザインなどに明示し、人権同和教育の推進に取り組んでいる。(100%)</li> <li>・人権同和教育の年間指導計画の作成、「人権同和問題啓発強調月間」(8月)、「人権週間」(12月)の取組を行っている。(100%)</li> </ul> </li> <li>○保護者や地域等との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより、学級通信などで広報・啓発を行っている。(100%)</li> <li>・人権教育に関する学習等を公開している。(61%)</li> <li>・地域人材を活用している。(40%)</li> </ul> </li> <li>○性の多様性に関して、自他の違いやその人らしさを認め、「多様な性」の在り方に関心をもち、正しい知識を身に付けることができるようになる。性的マイノリティ当事者が自分らしく生きていることを知ることで、他者を認め尊重する態度を育てる。</li> <li>・(対象) 市内の小学校、中学校、高等学校の児童生徒、保護者、教職員等</li> <li>・(実績) エイズ予防事業 計16回、1,856人(内訳:小学校 5回 324人、中学校 11回 1,532人)</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会により、データDVについての正しい知識や、自分も相手も大切にし対等な関係を築く方法を学ぶ機会を提供できた。</li> <li>・各学校において、グランドデザインへ位置づけるとともに、「人権教育は全ての教育の基本である」という認識の下、様々な取組を行うことができた。</li> <li>・発達段階に応じた適切な教育・学習を展開することができるよう、職員研修会等を充実させていく必要がある。</li> <li>・それぞれの学校の実情・課題に合わせ、学年合同やクラス別等講演の実施方法について、講師と担任、養護教諭で協議し、工夫した。</li> <li>・子どもとかかわる教職員や、保護者等への周知・理解についても今後充実させていく必要がある。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・データDV防止研修会を継続して実施し、若年層からのDVの予防啓発に努める。</li> <li>・人権教育に関する学習等の公開や、積極的な人材活用を図るなど、保護者・地域との連携を充実させていく。</li> <li>・今後も継続して事業展開を図る。</li> </ul>

## 施策の方向 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

具体的施策	被害者が安心して相談できる体制づくり
施策の内容	被害者への適切・迅速な相談対応ができるよう相談員等の人材を養成するとともに、暴力が個人的な問題として捉えられ潜在化する傾向を踏まえ、相談窓口の一層の周知を図るなど被害者の早期発見に向けた体制づくりに取り組みます。
実施事業	102 民生委員・児童委員、人権擁護委員等理解の促進(福祉政策課、市民課)
	103 DV対策庁内連絡会議等による庁内の連携(市民課)
	104 相談窓口情報カードの配布等による配偶者暴力相談支援センターの周知(市民課)
	105 外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供(政策推進課、福祉政策課)
	106 配偶者暴力相談支援センターでの相談(こども家庭課)
	107 女性相談員、児童家庭相談員の相互の連携による早期発見、対応(こども家庭課)
	108 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・マイフレンド相談員などとの連携によるDV被害者の早期発見(学校教育課)
	109 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備(こども家庭課)
評価	A

実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鹿屋市民生委員協議会地区会長会(市内11地区的地区会長が出席するの会)や定例会(市内11地区で開催される民生委員・児童委員全員が出席する会)等で相談体制等の理解を図った。(地区会長会及び定例会は、毎月1回開催される。)</li> <li>○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間・全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の啓発を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パネル展、市広報誌、係Instagram</li> <li>○人権啓発パンフレットを隨時配布</li> </ul> </li> <li>○パートナーシップ宣誓制度の導入及び性の多様性について、人権擁護委員・民生委員にチラシを配布し周知啓発を実施</li> <li>○人権擁護委員協議会の研修において、DV被害に関する研修を実施</li> <li>○男女共同参画に関する展示での相談窓口情報カード設置及びチアトイレの取組時のチラシ配布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県男女共同参画週間、国際女性デー(本庁・図書館)</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動期間(本庁、3総合支所、図書館、ばら園、リナシティ、協賛事業所)</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動期間、国際女性デーにおける関係団体等と連携した街頭キャンペーン(市内商業施設等)</li> </ul> </li> <li>○公共施設等トイレへ相談窓口情報カード設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「Kanoya男女共同参画News」配爆センター連絡先掲載(年4回、各5,000部)</li> </ul> </li> <li>○市が作成した「外国人のための生活便利帳」を用いて、市内在留外国人が困ったときの相談窓口や行政サービス等について周知を図った。【発行言語(6か国語)】ペトナム語、タガログ語、中国語、英語、タイ語、インドネシア語</li> <li>○国際交流員が、外国人に向けた各種行政手続等の支援を行った。</li> <li>○関係機関(外国人総合相談窓口(鹿児島県設置))との連携を図り、在留外国人の相談窓口の周知を図った。</li> <li>○障がいのある方の、日常生活における困りごとの解消や社会参加に向けた相談に対応するため、肝属地区障がい者基幹相談支援センターや、おおすみ障害者就業・生活支援センターなどの相談機関の案内や情報提供を行った。</li> <li>○配偶者暴力相談支援センターを設置し、女性相談支援員等によるDV相談、救済のアドバイス等を実施した。</li> <li>・DV相談件数660件(相談実人数108人)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○女性相談支援員と家庭児童相談員、虐待対応強化支援員が連携し、保護者への虐待についての理解と児童虐待防止の周知を幅広く行うことができた。女性相談支援員と児童の相談員が連携することで、児童相談所や警察等、適切な関係機関へとつなぐことができた。</li> <li>・児童虐待相談件数:146件(うち面前DV39件)</li> <li>○令和6年度は、マイフレンドルーム(鹿屋市教育支援センター)指導員3人、マイフレンド相談員9人を配置し、不登校や問題行動等を抱える児童生徒の学校や家庭を訪問し、教育相談や学習支援等の業務を行った。また、臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー5人を各学校に派遣し、生徒やその保護者に対して、問題行動等の解決に資する助言・援助等を行うとともに、児童生徒の置かれた様々な環境の問題へ働き掛けて関係機関と連携を図りながら支援するスクールソーシャルワーカー3人を配置・活用することで、教育相談体制の整備・充実に加え、各関係機関へのつなぎを行った。本年度開催予定の「子どもサミット」、「ストップ・ザ・不登校in鹿屋」フォーラムに向けて、いじめや不登校解消のための取組を推進する。</li> <li>○「鹿屋市DV対策庁内会議」を設置し、庁内の関係部署が相互に連携し、DV被害者に対する迅速かつ適切な対応を行うため支援を行うため、情報共有を行った。:1回開催</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員研修会以外での理解促進方法の検討</li> <li>・性の多様性について、人権擁護委員・民生委員と情報共有が出来た。</li> <li>・年度の早い時期に実施することで、新たな担当者を含めてDV被害者への全庁的な連携・支援体制を確認し、DV被害者への的確な支援に繋げた。</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に、DV等の暴力の防止のため、関係団体、県男女共同参画地域推進員、鹿屋市立図書館や協賛事業所等と連携し、様々な広報、啓発活動を行った。</li> <li>・Kanoya男女共同参画Newsは、市ホームページや係Instagramに掲載するほか、町内会回覧、女性人材リスト登録者や審議会委員へ送付、市内公共施設へ設置等を行った。</li> <li>・国籍や性別に関わらず、増加を続ける市内在留外国人の人権が尊重され安心して暮らせるよう、市役所内での外国人相談窓口の設置について継続して検討していく必要がある。</li> <li>・障がいのある外国人に対する相談支援のノウハウがないことから、先進事例等の調査研究を行っていく必要がある。</li> <li>・配偶者等に対する暴力は人権侵害であり、また、子どもに対しても児童虐待(面前DV)に当たるものとして、相談者の意志を尊重した相談体制を講じることができた。</li> <li>・関係機関と連携を図りながら、相談者本人の意志を尊重した上で必要な支援を講じることができた。</li> <li>・相談員同士が連携することにより、子どもがいる世帯の配偶者間の暴力についての相談の情報共有に努めた。相談者に配偶者間の暴力を子に見せることは心理的虐待であることを伝え、虐待であるとの認識を持たせることができたと思われる。</li> <li>○令和6年度にマイフレンドルーム(鹿屋市教育支援センター)に通級した児童生徒は延べ38人であり、昨年度に比べ12人増えた。スクールソーシャルワーカー、マイフレンド指導員・相談員が対応した人数は延べ410人であり、昨年度から37人増加した。うち、スクールソーシャルワーカーは、計105人の相談にあたった。延べ相談件数は2,840件、昨年度より187件の増加。学校と家庭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、マイフレンド指導員及び相談員が連携を図り、児童生徒に効果的な支援を行ったことで、早期発見、早期対応はもちろんのこと、登校または別室登校できるようになった児童生徒が多く見られた。</li> <li>・DV対策庁内連絡会議を開催し、ヒヤリハット事例等の情報共有を行った。</li> <li>・住民基本台帳の閲覧等の制限の手続きや配偶者暴被害相談の来所相談証明書の発行等DV被害者への迅速な対応ができた。</li> </ul>

今後の取組 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>年1回開催している民生委員研修会において、理解を深める。</li> <li>人権擁護委員等と市民課のそれぞれの業務について確認し、協力して市民への啓発を行う。</li> <li>人権擁護委員等と、男女共同参画や人権に係る情報提供を密に行う。</li> <li>今後も全庁的に連携を図り、被害者が安心して相談できる体制づくりに努める。</li> <li>女性に対する暴力の防止、また被害者の早期救済のための相談窓口に関する情報などについて、様々な機会を通じて、一層の周知啓発活動に取り組む。</li> <li>外国人相談窓口の設置についての協議を関係各課と行う。</li> <li>引き続き各相談機関と緊密に連携し、円滑な相談支援体制を維持していく。</li> <li>女性相談支援員等によるDVの相談、自立に向けてのアドバイス等を実施する。また、関係機関との連携強化を図っていく。</li> <li>今後も警察の面前DVの報告など暴力に関する情報の共有を図り、早期発見と支援に努めていく。</li> <li>相談窓口の周知徹底と、利用促進による早期対応、早期解決を図る。</li> <li>魅力ある学校づくりの推進と、関係機関(市関係部局を含む)との連携強化を図る。</li> <li>関係部署が連携して、DV被害者へ迅速で的確な対応を行う。</li> </ul>
-------------	---

具体的施策	被害者の安全確保と自立の支援
施策の内容	個人情報の管理の徹底等、被害者の安全が確保できるよう体制を整えるとともに、関係機関との連携により、経済的基盤、住居の確保等、自立に向けた支援を行います。
実施事業	110 DV被害者に対する支援措置として、住民基本台帳の交付等を制限する措置(市民課) 111 民生委員・児童委員、人権擁護委員等による早期発見・対応(福祉政策課、市民課) 112 婦人保護施設や母子生活支援施設、障害者福祉施設及び高齢者福祉施設等と連携した被害者の保護(こども家庭課、福祉政策課、高齢福祉課) 113 福祉サービスの提供者による早期発見(福祉政策課) 114 外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり(政策推進課、福祉政策課、高齢福祉課) 115 生活保護等の支援制度の活用(福祉政策課) 116 自立困難な被害者への対応(福祉政策課) 117 医療保険の加入脱会手続における支援措置(健康保険課) 118 DV被害者等の一時避難への支援(こども家庭課) 119 母子生活支援施設入所事業によるDV被害者への日常生活の支援(こども家庭課) 120 DV被害者に対する支援措置として、当該被害者に市営住宅への優先入居措置(建築住宅課) 121 現住所地に住民登録をしていないDV被害者の子どもへの支援(学校・保育園等の転校、入園。健康診断や予防接種の支援。)(こども家庭課、学校教育課)
評価	A
実績	○DV被害者に対する支援措置として、住民基本台帳の交付等を制限する措置を実施 ・申出件数:167件 支援措置件数:167件 (うち 配偶者暴力防止法:79件 ストーカー規制法:8件) ○地域住民の生活状態を適切に把握し、相談・助言・福祉サービスの利用のサポート等を行った。 ○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間・全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の啓発を実施 ・パネル展、市広報誌、係Instagram ○人権啓発パンフレットを隨時配布 ○パートナーシップ宣誓制度の導入及び性の多様性について、人権擁護委員・民生委員にチラシを配布し周知啓発を実施 ○人権擁護委員協議会の研修において、DV被害に関する研修を実施 ○DV被害者支援として、各関係機関との連携を図り、母子の安全確保をおこなった。 ○母子生活支援施設等と連携し、自立のための支援を行った。・母子生活支援施設の利用:5件 ○各障がい者福祉施設や肝属地区障がい者基幹相談支援センターと連携を図り、緊急入所等への対応に努めた。 ○鹿屋市高齢者緊急一時保護事業で協力施設と委託契約を行っている。実績はなし ○障害者虐待防止法に基づく通報窓口を福祉政策課のほか肝属地区障がい者基幹相談支援センターにも設置しており、使用者、養護者、施設従事者からの虐待の把握・防止・対策に努めた。 ・障害者虐待通報受付件数:12件(うち福祉サービス提供者からの通報2件) ○市が作成した「外国人のための生活便利帳」を用いて、市内在留外国人が困ったときの相談窓口や行政サービス等について周知を図った。【発行言語(6か国語)】ベトナム語、タガログ語、中国語、英語、タイ語、インドネシア語 ○国際交流員が、外国人に向けた各種行政手続等の支援を行った。 ○関係機関(外国人総合相談窓口(鹿児島県設置))との連携を図り、在留外国人の相談窓口の周知を図った。 ○障がい者虐待については、速やかに通報窓口へ報告するよう周知徹底を図った。 ○鹿屋市高齢者虐待等防止ネットワーク推進協議会の開催(R6.7.19) ○令和6年度鹿屋市指定介護保険サービス事業者集団指導において資料掲載

	<p>○DV被害からの避難者で生活保護申請を行う者に対しては、警察等の関係機関と連携し、安全を確保(交付制限等)した上で、必要に応じて自立助長に向けた支援(就労支援等)を行った。</p> <p>○DV被害からの避難者で生活困窮による相談者に対しては、配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関と連携を図り、安全を確保(交付制限等)した上で自立助長に向けた支援(就労支援等)を行った。</p> <p>○国民健康保険における医療保険の加入等について、こども家庭課からの依頼により配慮の必要な対象者は別室で対応した。(3件)</p> <p>○母子の安全を確保するため、市営住宅または一般住宅へ入居するための証明書発行や一時避難についての専門的相談を活用しながら、アドバイスをおこなった。</p> <p>〔専門相談〕・弁護士による法律相談:8件・臨床心理士によるカウンセリング相談:3件</p> <p>○母子生活支援施設入所事業によるDV被害者への日常生活の支援</p> <p>DV等の理由により生活基盤のない母子等に対し、日常生活の場の提供を行う。</p> <p>・措置費:12,662,226円(対象世帯数:5世帯:退所2世帯)</p> <p>○DV被害者に対する支援措置として、当該被害者に市営住宅への優先入居措置を実施</p> <p>・入居件数(DV被害者入居件数):2件</p> <p>○市外等からのDV被害者の子どもへの支援として、鹿屋市へ避難してきているDV被害者の子どもの小学校の転校、保育園入所のため、DV証明書等を発行し、各課との連携を図り、子どもの最善の利益を優先した対応を行った。</p> <p>・DV証明書等の発行:45件</p> <p>○相談があつた場合、相談者への聞き取りや関係機関と情報共有を行い、確実な状況の把握に努めた。また、子どもが学校に通うことができない状況が発生しないように、人権に充分注意し、学校への受け入れを行った。</p> <p>○特に被害者の居場所が特定されないように、DV被害による移転先が分からないように市町村教委間で連携はしながら対応を細心の注意を払いながら行った。</p>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者に対する支援を実施するため、被害状況に応じて各関係課へ案内等を行い167件の支援を行った。</li> <li>・支援の実施後も継続手続きの際に相談に応じ、状況に応じて支援内容の変更を行い、DV被害者の安全確保と自立の支援に務めた。</li> <li>・支援措置対象者の個人情報の取り扱いについて、関係各課で慎重に取り扱い、今後とも守秘義務の厳守を職員へ周知する。</li> <li>・民生委員研修会以外での理解促進方法の検討</li> <li>・性の多様性について、人権擁護委員・民生委員と情報共有が出来た。</li> <li>・各関係機関との連携を図ることにより、母子の安全を確保することができた。</li> <li>・母子生活支援施設等と連携し、母子の自立に向けた支援を行うことができた。</li> <li>・施設入所期間が長期にならないように、計画的な自立に向けた支援を行う。</li> <li>・被害者や関係者が女性の場合、女性職員が対応することを基本とした。</li> <li>・身の安全の確保ができない高齢者を保護し、安心して生活できる場所の確保等の支援を行った。</li> <li>・通報に基づき事実確認等の調査を行い、関係者への注意喚起や指導等により虐待等の未然防止を図ることができた。一方、被害者や通報者の秘密を保護しながら、どの程度、具体的な事実確認を行うことができるか、という課題がある。</li> <li>・国籍や性別に関わらず安心して暮らせるよう、市内在留外国人の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制について、関係課や関係機関と連携を図る必要がある。</li> <li>・日本語を話せない外国人からの相談等に対する相談体制の整備</li> <li>・福祉・医療・警察・民生委員等各分野からの委員が、高齢者虐待の状況について共通認識を持ち、早期発見や対応策等について協議し、関係機関の連携を強化することができた。</li> <li>・介護サービス等の福祉サービスを利用せず、地域との関わりがなく、自分で発信することができない方の早期発見が課題である。</li> <li>・DV被害からの避難者の相談者に対しては、配偶者暴力支援センターや警察等への相談を促したり、必要に応じて関係機関への情報共有等の連携し、安全確保(交付制限等)について助言を行った。また、必要に応じて自立助長に向けた支援(就労支援等)を行った。</li> <li>・DV被害等を抱える世帯を早期に発見し、包括的な支援を継続して行う体制を強化していくことが必要である。</li> <li>・DV被害からの避難者の相談者に対しては、配偶者暴力支援センターや警察等関係機関への相談を促したり、必要に応じて関係機関への情報共有等連携し、安全確保(交付制限等)について助言を行った。また、必要に応じて自立助長に向けた支援(就労支援等)を行った。</li> <li>・DV被害等を抱える世帯を早期に発見し、包括的な支援を継続して行う体制を強化していくことが必要である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保・後期の医療保険加入等については、住民票上の世帯が基本になるため、世帯異動等において該当する方が世帯主になる、又は他の世帯に入った時点で、医療保険の被保険者(世帯主)も変わり、異動が伴わない場合でも、本人申請により、送付先変更届により保険証の送付先を変更することができる。</li> <li>・夫の社会保険等の扶養から国民健康保険等に変更になる方は、手続きに必要な「健康保険資格喪失連絡票」を夫から取れなくても、配偶者暴力相談支援センター等による証明書を夫の健康保険組合等に提出することで被扶養者から外れ、その際取得できる文書を市へ提出すれば、国保等に加入できることから、制度としては一定の支援措置は取れているものと考える。</li> <li>・DVによる市営住宅などの手続き等についての説明等を行い、各関係機関と連携を図った。また、専門相談を活用しながら、一時避難についてやその後の生活について、アドバイスを行うことで、相談者の負担軽減を行った。今後も専門相談を活用しながら、適切な助言ができるよう努める。</li> <li>・入所者に対して細かに連絡をし、施設入所後の生活状況等を確認しながら支援を行った。母子の自立に向けた支援をスムーズに行えるよう、関係機関との連携を継続的に行っていくこと。</li> <li>・DV被害者の市営住宅への優先入居措置については、関係課との連携により円滑な支援体制の実施ができた。</li> <li>・今後においてもDV被害者に対する住民基本台帳の交付制限措置状況を注視することとし、安全安心な住宅管理に努める。</li> <li>・避難している子どもの人権が損なわれないよう配慮し、DV証明書発行により、転校手続きがスムーズに行われたことで、子どもの最善の利益が守られた。今後も、子どもの最善の利益が保障されるよう、各関係機関との連携を図る。</li> <li>・DV事案については、その状況に応じて、適宜対応することができた。</li> <li>・DV事案については、事実確認(事件性)が難しい事案がある。</li> <li>・対応案件が年々増加傾向にあるように感じるため、社会全体の問題として、今後も環境整備を行う必要がある。</li> </ul>

今後の取組 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員のみならず、職員共通で支援措置対象者の個人情報の取り扱いを慎重に行い、関係各課と連携を取りながら、引き続きDV被害者の安全確保と自立の支援を実施する。</li> <li>・年1回開催している民生委員研修会において、理解を深める。</li> <li>・人権擁護委員等と市民課のそれぞれの業務について確認し、協力して市民への啓発を行う。</li> <li>・人権擁護委員等と、男女共同参画や人権に係る情報提供を密に行う。</li> <li>・各関係機関との連携を迅速に行い、母子の安全確保に努める。</li> <li>・引き続き男女共同参画の視点に留意した対応を行う。</li> <li>・虐待などの疑いのある事案に対して迅速に対応できるよう、地域包括支援センター等関係機関と情報共有を行っていく。</li> <li>・引き続き基幹相談支援センターなど関係機関との連携や福祉サービス事業者からの情報収集等に努め、使用者、養護者、施設従事者からの虐待の把握・防止・対策に努める。</li> <li>・引き続き「外国人のための生活便利帳」の市窓口や技能実習生受入企業等への配布や市HPでの案内を行うことに加え、市内在留外国人が必要な情報をより入手しやすい環境と体制を整備していく。</li> <li>・基幹センターとの連携や福祉サービス事業者からの情報収集等に努め、使用者、養護者、施設従事者からの虐待の把握・防止・対策に努める。</li> <li>・今後も虐待などの疑いのある事案に対して迅速に対応出来るよう、高齢者虐待等防止ネットワーク推進協議会等にて協議し、情報共有を図る。</li> <li>・各事業所への高齢者虐待等防止ネットワークの周知を市ホームページ等を通じて行って行く。</li> <li>・女性相談員の確保</li> <li>・各関係機関との連携強化</li> <li>・実際にDV被害者等から医療保険の加入等について窓口等にて相談があつた際は、被害者の安全確保等に十分配慮し取り組むこととしたい。</li> <li>・緊急的な一時避難が必要となった場合には、各関係機関との連携を迅速に行い、母子の安全確保に努める。事案発生前から備える。また、専門相談を活用しながら、適切な助言ができるよう努める。</li> <li>・DV等の理由により生活基盤のない母子等に対し、日常生活の場の提供を行っていく。また警察との連携を強化していくこと。</li> <li>・DV被害者の対応については、引き続き適切な対応を行うこととし、個人情報の取り扱いを含め住民基本台帳の交付制限措置状況を注視し、慎重な対応を進めていく。</li> <li>・避難している子どもの人権が損なわれないよう、学校、健康診断、予防接種など子どもの最善の利益を考え迅速な対応に努める。</li> <li>・今後も個人情報を適切に管理しながら、一人一人の相談者に誠実に対応したい。</li> </ul>
-------------	---

## 重点目標VI 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

## 施策の方向 1 固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の改善や無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)の解消

具体的施策	男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進
施策の内容	男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるよう、あらゆる機会を捉えて広報・啓発に取り組みます。また、公的広報・出版物等の発行に際し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが助長されることがないよう配慮します。
実施事業	122 「人権同和問題啓発強調月間」や「人権週間」の周知(市民課)
	123 情報誌、リーフレット等や各種啓発週間を活用した広報、啓発【再掲】(市民課)
	124 男女共同参画の視点に立った広報誌・ホームページ等による広報啓発(政策推進課)
	125 「家庭教育ガイド」を活用した広報啓発(生涯学習課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鹿屋女子高・法務局・人権擁護委員・にじいろおおすみと協力し、イオンかのや店において街頭啓発活動を実施</li> <li>○啓発グッズを作成し配布</li> <li>○各課を協力し、啓発を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎において、人権週間啓発パネルと標語・ポスター・コンクールを同時展示(生涯学習課)</li> <li>・啓発グッズ等を、他課の行事にて配布(生涯学習課)</li> <li>・パネル展において、各課の啓発ツリーを集約して展示(福祉政策課・こども家庭課・健康増進課・市民課)</li> </ul> </li> <li>○各広報媒体により人権週間を周知・FMラジオ、市広報誌、係Instagram、番号表示付モニター、懸垂幕</li> <li>○「Kanoya男女共同参画News」の発行(年4回、各5,000部)</li> <li>○市ホームページや係Instagramでの情報提供</li> <li>○市Facebookページでのイベント情報掲載</li> <li>○市第2次鹿屋市男女共同参画基本計画概要版の活用(出前講座5回)</li> <li>○広報かのや(令和6年9月27日号)に「パートナーシップ宣誓制度」を2P分で紹介、ホームページ開設</li> <li>○人権・男女共同参画関係の各種講座等の掲載(広報かのや、市ホームページ)</li> <li>○「家庭教育ガイド」は2年に1回発行を行っており、令和6年度から令和7年度の2年計画で「家庭教育ガイド」を作成する。</li> <li>・令和6年度…家庭教育ガイドの作成・令和7年度…家庭教育ガイドの発行</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体と協力することで、性の多様性について幅広く啓発が出来ている。</li> <li>・各課と協力することで、様々な分野の人権啓発が出来ている。</li> <li>・Kanoya男女共同参画Newsや講演会等の情報は、市ホームページ、係InstagramやFacebookに掲載するほか、町内会回覧、女性人材リスト登録者や審議会委員へ送付、市内公共施設へ設置等行った。</li> <li>・1組が広報誌の記事を見てパートナーシップ宣誓制度を利用した。</li> <li>・具体的な子との接し方について、父母関係なく参考となる内容のものを作成できた。</li> <li>・学生のイラストを使用する際、特に制服のイラストが性の多様性への配慮が足りていないため、令和7年度発行分はイラスト選択にも注意したい。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き各課や法務局・人権擁護委員と連携して啓発を行う。</li> <li>・イオンかのや店など多くの市民の目に触れる場所で啓発を行う。</li> <li>・今後も家庭生活における男女共同参画が推進されるよう情報誌等を活用した啓発に努める。</li> <li>・令和7年6月18日号で人口減少をテーマに特集記事を作成する。女性の市外流出が顕著であることから女性を一つのテーマとして取り上げる予定。</li> <li>・内容や体裁を見直しとともに、発行時期や発行間隔、発行回数等を検討していく。</li> </ul>

具体的施策	固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し
施策の内容	あらゆる分野における固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しにつながるよう、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の提供に取り組みます。
実施事業	126 情報誌、リーフレット等や各種啓発週間を活用した広報、啓発【再掲】(市民課)
	127 男女共同参画に関する講演会や出前講座、お届けセミナー等の実施【再掲】(市民課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「Kanoya男女共同参画News」の発行(年4回、各5,000部)</li> <li>○市ホームページや係Instagramでの情報提供</li> <li>○市Facebookページでのイベント情報掲載</li> <li>○第2次鹿屋市男女共同参画基本計画概要版の活用(出前講座5回)</li> <li>○男女共同参画講演会・LGBTQ+を知っていますか?小野アンリ氏(Proud Futures 共同代表)46人</li> <li>○人権・データDV防止研修会・中学校9校、高校2校 1,074人</li> <li>○出前講座「男女共同参画ってなあに?」・5団体 合計 112人</li> <li>○お届けセミナー・7団体 合計 166人</li> </ul>

成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Kanoya男女共同参画Newsや講演会等の情報は、市ホームページ、係InstagramやFacebookに掲載するほか、町内会回覧、女性人材リスト登録者や審議会委員へ送付、市内公共施設へ設置等行った。</li> <li>・中高生を対象にした人権・データDV防止研修会では、人権尊重・男女平等等意識を高めることや相手を思いやる気持ちの醸成の促進が図れた。また出前講座では、より身近に男女共同参画の課題に気づけるよう、申込団体毎に内容を工夫した。今後はもっと町内会や事業所で活用されるよう事業のPRに努める。</li> <li>・今後も家庭生活における男女共同参画の推進を図るため、幅広い層に向けた講演会や研修会の実施や情報提供等による積極的な啓発が必要である。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も家庭生活における男女共同参画が推進されるよう情報誌等を活用した啓発に努める。</li> <li>・今後もあらゆる分野における男女共同参画推進のため、講演会や出前講座、お届けセミナー等を実施する。</li> </ul>

## 施策の方向 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

具体的な施策	学校における教育・学習の推進
施策の内容	教職員等学校関係者が、男女共同参画について正しく理解するための情報・学習機会を提供します。また、学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実を図ります。
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>128 研究授業を通して各学校での教職員研修の充実(学校教育課)</li> <li>129 管理職研修会での情報提供・男女平等参画等に関する研修会への参加促進(学校教育課)</li> <li>130 学校における人権教育・男女平等教育の推進【再掲】(学校教育課)</li> <li>131 学校における男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進(学校教育課)</li> </ul>
評価	A
実績	<p>○道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる「考え方、議論する道徳」の実践に向けて、授業づくりに関する研修及び参観授業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月第2週の「鹿屋市道徳教育週間」や「心の教育の日」における参観授業の実施(全校)</li> <li>・「いじめ問題を考える週間」における人権を守るための道徳科授業及び研修の実施(全校)</li> <li>○人権尊重の教育の具現化を図るために、校長・教頭に研修を行った。</li> <li>・校長研修会 年間6回(延べ参加人数 210人)・教頭研修会 年間4回(延べ参加人数 164人)</li> <li>○各学校においては、人権啓発資料「なくそう差別 築こう明るい社会」、「仲間づくり」を使用して、計画的な啓発を行った。</li> <li>○教育課程への位置付け <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校が「人権教育の理念」を学校経営方針、教育目標、教育方針、グランドデザインなどに明示し、人権同和教育の推進に取り組んでいる。(100%)</li> <li>・人権同和教育の年間指導計画の作成、「人権同和問題啓発強調月間」(8月)、「人権週間」(12月)の取組を行っている。(100%)</li> </ul> </li> <li>○保護者や地域等との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより、学級通信などで広報・啓発を行っている。(100%)</li> <li>・人権教育に関する学習等を公開している。(61%)</li> <li>・地域人材を活用している。(40%)</li> </ul> </li> <li>○児童生徒が、学校生活や将来の進路・職業選択において、個性と能力を十分に発揮できるよう、職業に対して無意識にもついている性別による固定化したイメージを払拭し、視野や可能性を広げることを目的に各学校で様々な進路選択や職業選択に関する学習及び外部講師や地域人材を活用した授業を実施した。</li> <li>○各中学校で職場体験学習や勤労体験学習等を計画的に実施した。</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の各小・中学校で、授業参観やかごしまの教育県民週間の期間中に道徳の授業参観を実施し、男女協働参画に関する指導及び保護者等への理解・啓発を図ることができた。</li> <li>・学校教育においては、社会の変化に敏感に反応して実施しているため、理解は進んでいる。今後も、児童生徒に対して、発達年齢に合わせて、計画的に学習を行っていく必要がある。</li> <li>・各学校において、グランドデザインへ位置づけるとともに、「人権教育は全ての教育の基本である」という認識の下、様々な取組を行うことができた。</li> <li>・発達段階に応じた適切な教育・学習を展開することができるよう、職員研修会等を充実させていく必要がある。</li> <li>・各学校において、外部講師や地域人材を活用した授業及び勤労体験学習等を計画的に実施することができた。</li> <li>・男女共同参画教育について、職員の理解を深めるための研修を計画的に実施する必要がある。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の実態に応じて実施を行っているが、男女共同参画を正しく理解するための専門的な研修(専門家を呼んでの研修)等を効果的に実施することが課題である。</li> <li>・教職及び児童生徒の人権意識の高揚に向け、継続して確認や指導を行っていく。</li> <li>・管理職研修等で人権意識の高揚を継続的に行っていく。</li> <li>・人権教育に関する学習等の公開や、積極的な人材活用を図るなど、保護者・地域との連携を充実させていく。</li> <li>・今後も各学校の実態に合わせ、外部講師を招聘したキャリア教育の取組を計画的に進める必要がある。</li> </ul>

具体的な施策	家庭・職場・地域における理解の促進
施策の内容	家庭・職場・地域において男女共同参画に関する正しい理解の浸透が図られるよう、生涯教育・社会教育、家庭教育等における教育・学習の機会を提供や、広報・啓発に取り組みます。

実施事業	132 「家庭教育学級」や「子育て講座」における男女共同参画を学ぶ機会の創出【再掲】(生涯学習課)
	133 市民向け講演会の開催(生涯学習課)
	134 男女共同参画に関する講演会や出前講座、お届けセミナー等の実施【再掲】(市民課)
	135 生涯学習まちづくり出前講座の受講推進とメニューの充実(生涯学習課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開設学級数:47・年5~12回程度</li> <li>○35小・中学校が実施・就学前子育て講座:23校・思春期子育て講座:12校</li> <li>○人権問題講演会を実施</li> <li>・令和6年12月7日(土) コミュニティセンター吾平振興会館</li> <li>・参加者:393名</li> <li>・講師:吉川 誠司 氏 演題:「インターネットと人権侵害」</li> <li>○男女共同参画講演会・LGBTQ+を知っていますか?小野アンリ氏(Proud Futures 共同代表)46人</li> <li>○人権・デートDV防止研修会・中学校9校、高校2校 1,074人</li> <li>○出前講座「男女共同参画ってなあに?」・団体 合計 112人</li> <li>○お届けセミナー・7団体 合計 166人</li> <li>○37種類のメニューで実施</li> <li>○市内の様々な団体から申請を受け、各担当が出向いて講座を行った。・実施件数:231件、受講者数:9,159人</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「父親も対象」と記載することで、父親の家庭教育学級への参加を促した。</li> <li>・就学前や思春期における子育て講座をとおして家庭教育の重要性への理解・認識を深め、子育てに同じ不安や悩みを持つ親同士の相互交流を図ることができた。</li> <li>・令和6年度はインターネットによる人権侵害をテーマに講師を招聘し、講演会を実施した。</li> <li>・本事業においては、人権に関するテーマの中で、時流に沿った話題や、興味・関心を引きやすい話題、市の施策にマッチしたテーマの中から講師を選定し実施しているため、男女共同参画の啓発に適した内容の場合と、そうでない場合がある。</li> <li>・中高生を対象にした人権・デートDV防止研修会では、人権尊重・男女平等等意識を高めることや相手を思いやる気持ちの醸成の促進が図れた。また出前講座では、より身近に男女共同参画の課題に気づけるよう、申込団体毎に内容を工夫した。今後はもっと町内会や事業所で活用されるよう事業のPRに努める。</li> <li>・今後も家庭生活における男女共同参画の推進を図るため、幅広い層に向けた講演会や研修会の実施や情報提供等による積極的な啓発が必要である。</li> <li>・メニュー作成については、各課で調整を行っており、男女共同参画に配慮された内容となっていると考える。</li> <li>・参加者へ男女共同参画に関する条例や計画の周知を図る情報提供の方法を工夫する。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全保育園、幼稚園、認定こども園に研修会の案内を送り、新規開設園の確保に努める。</li> <li>・9月:家庭教育講演会実施の案内、11月:人権問題講演会実施の案内を送付予定</li> <li>・令和7年12月6日(土) 鹿屋市文化会館で開催する予定</li> <li>・今後あらゆる分野における男女共同参画推進のため、講演会や出前講座、お届けセミナー等を実施する。</li> <li>・出前講座実施時にチラシ類を置くことができないか検討する。</li> </ul>

### 施策の方向 3 性の多様性についての理解促進

具体的な施策	性の多様性に関する啓発・理解促進
施策の内容	多様な性のあり方が尊重され、性的指向・性自認に対する偏見・差別が解消されるよう、あらゆる教育・学習の機会を捉えて、性の多様性に関する正しい理解の浸透、広報・啓発に取り組みます。
実施事業	136 性の多様性に関する正しい理解の浸透を図るための広報・啓発 (市民課)
	137 性の多様性に関する市職員研修や、市民向け講演会等の開催 (市民課)
	138 性的少数者当事者の相談窓口の周知【再掲】 (市民課)
	139 エイズ予防教室、性教育・いのちの授業の実施【再掲】 (健康増進課)
	140 学校における性の多様性に関する正しい理解の促進(学校教育課)
	141 学校における相談への適切な対応のための体制整備(学校教育課)
評価	A

実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パートナーシップ宣誓制度を導入</li> <li>○パートナーシップ宣誓制度及び性の多様性についてチラシ作成</li> <li>○啓発グッズを作成し配布</li> <li>○出前講座を実施(性の多様性について)</li> <li>・8団体(上小原小中教職員、吾平小教職員、大姶良中生徒・教職員、祓川小教職員、鹿屋中生徒・教職員、同和教育研修会、日本政策金融公庫、吾平中生徒・教職員) 合計809人</li> <li>○市ホームページ及び係Instagramにおいて性の多様性について情報発信</li> <li>○パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い講演会を開催</li> <li>テーマ:「LGBTQ+を知っていますか~誰もが自分らしく生きられる社会へ~」</li> <li>講師:小野アンリ氏 参加人数:46人</li> <li>○男女共同参画審議会にて、パートナーシップ宣誓制度の導入及び性の多様性について周知</li> <li>○男女共同参画行政推進連絡会議にて、パートナーシップ宣誓制度の導入及び性の多様性について周知・協議</li> <li>○全職員向けに、パートナーシップ宣誓制度の導入及び性の多様性について周知</li> <li>○人権パンフレット(相談窓口記載)を配布</li> <li>○出前講座において、にじいろおおすみを紹介</li> <li>○人権週間における街頭啓発活動において、にじいろおおすみと協力して周知啓発</li> <li>○性の多様性に関して、自他の違いやその人らしさを認め、「多様な性」の在り方に関心をもち、正しい知識を身に付けることができるようになる。性的マイノリティ当事者が自分らしく生きていることを知ることで、他者を認め尊重する態度を育てる。</li> <li>・(対象) 市内の小学校、中学校、高等学校の児童生徒、保護者、教職員等</li> <li>・(実績) エイズ予防事業 計16回、1,856人(内訳:小学校 5回 324人、中学校 11回 1,532人)</li> <li>○各学校が「人権教育の理念」を学校経営方針、教育目標、教育方針、グランドデザインなどに明示し、人権同和教育の推進に取り組んだ。(100%)</li> <li>○人権同和教育の年間指導計画の作成、「人権同和問題啓発強調月間」(8月)、「人権週間」(12月)の取組を行った。(100%)</li> <li>○各学校において、教職員が性の多様性について理解し、一人一人の性的指向、性自認を尊重する姿勢等についての理解を図るための研修を実施した。</li>   <li>○令和6年度 マイフレンド指導員(鹿屋市教育支援センター)3人、マイフレンド指導員9人を配置、各学校で不登校や問題行動等を抱える児童生徒の学校や家庭を訪問し、教育相談及び学習支援等の業務を行った。</li> <li>○臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー5人を各学校に派遣し、生徒及びその保護者に対し、相談及び指導助言等を行った。</li> <li>○スクールソーシャルワーカー3人を配置・活用し、学校や関係機関等と連携を図り、対応を行った。</li> </ul>
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ宣誓制度の導入自体が、性の多様性に関する周知になっている。</li> <li>・教職員を中心に出前講座を実施したことで、児童生徒への周知に繋がる。</li> <li>・講演会をはじめ、メディアでの広報、出前講座等で周知が出来ている。</li> <li>・講演会の内容を踏まえ、出前講座の内容を検討出来ている。</li> <li>・今後も幅広く周知啓発を行う必要がある。</li> <li>・各種相談窓口を掲載したパンフレットを、出前講座や街頭啓発活動において配布した。</li> <li>・出前講座や街頭啓発活動において、性的マイノリティの相談先となり得るにじいろおおすみを紹介した。</li> <li>・電話での問い合わせがあった際は、県などの機関を紹介した。</li> <li>・それぞれの学校の実情・課題に合わせ、学年合同やクラス別等講演の実施方法について、講師と担任、養護教諭で協議し、工夫した。</li> <li>子どもとかかわる教職員や、保護者等への周知・理解についても今後充実させていく必要がある。</li> <li>・各学校において、グランドデザインへ位置づけるとともに、「人権教育は全ての教育の基本である」という認識の下、様々な取組を行なうことができた。</li> <li>・発達段階に応じた適切な教育・学習を展開することができるよう、職員研修会等を充実させていく必要がある。</li> <li>・令和6年度にマイフレンドルーム(鹿屋市教育支援センター)に通級した児童生徒は延べ38人であり、昨年度に比べ12人増えた。</li> <li>・スクールソーシャルワーカー、マイフレンド指導員・相談員が対応した人数は延べ410人であり、昨年度から37人増加した。うち、スクールソーシャルワーカーは、計105人の相談にあたった。延べ相談件数は2,840件、昨年度より187件の増加。</li> <li>・学校と家庭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、マイフレンド指導員及び相談員が連携を図り、児童生徒に効果的な支援を行なったことで、早期発見、早期対応はもちろんのこと、登校または別室登校できるようになった児童生徒も多く見られた。</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性の多様性・ジェンダー平等について、出前講座により周知啓発を行う。</li> <li>・出前講座等で周知啓発を行う。</li> <li>・出前講座においては、にじいろおおすみの紹介とともに、窓口を周知する。</li> <li>・パンフレットを引き続き配布する。</li> <li>・今後も継続して事業展開を図る。</li> <li>・人権教育に関する学習等の公開や、積極的な人材活用を図るなど、保護者・地域との連携を充実させていく。</li> <li>・相談窓口の周知徹底と、利用促進による早期対応、早期解決を図る。</li> <li>・魅力ある学校づくりの推進と、関係機関(市関係部局を含む)との連携強化を図る。</li> </ul>